

平成20年9月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 近藤将樹

平成18年(ワ)第22334号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成20年7月30日

判 決

[Redacted]

原 告

[Redacted]

同 訴訟代理人弁護士

坂 入 高 雄

同

島 幸 明

同

西 牧 佑 介

東京都 [Redacted]

被 告

[Redacted] 株式会社

同 代表者代表取締役

[Redacted]

同 訴訟代理人弁護士

[Redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1999万0057円及びこれに対する平成17年12月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその他の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、3998万0115円及びこれに対する平成17年12月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告に商品先物取引を委託した原告が、商品先物取引業者である被

1 争いのない事実等

●●●●（以下「●」という。）は、平成１６年当時、被告の●●●●第三
支店第一営業部次長の地位にあった者であり、同年６月以降平成１７年３
月末まで、原告の取引を担当していた従業員である（乙９９、証人●●●●）。

なお、^Cは、^Bの上司であった。

^D^C（以下「^D」という。）は、^Cの後任として、被告の□
第三支店第一営業部次長の地位にあった者であり、平成17年4月以降同
年10月末まで、原告の取引を担当していた従業員である（甲A1の2、
証人^D）。
^E

^E^D（以下「^E」という。）は、平成17年当時、被告の□
第三支店第一営業部副長の職にあった者であり、平成17年11月以降本
件取引の終了まで、原告の取引を担当していた従業員である（甲A1の3、
証人^E）。
^D

(2) 本件取引

原告は、平成16年4月30日、被告との間で、商品先物取引委託契約を締結した（乙1）。

被告は、同契約に基づき、同年5月6日から平成17年12月14日までの間、原告の計算において別紙「建玉分析表（全銘柄）」（以下「分析表」という。）のとおり、商品先物取引を行った（甲A12。以下「本件取引」といい、個別の取引を同分析表の左端「No.」欄により、例えば「取引1」などと特定する。）。

本件取引の結果、2617万3800円の売買差損金、委託手数料972万0300円（別途消費税48万6015円）が発生したから、原告に、合計3638万0115円の損失が生じた。

(3) 証拠金の入出金の状況

本件取引における委託証拠金の入出金（利益金からの証拠金振替を含む。）の状況は、別紙「証拠金一覧表」（以下「証拠金一覧表」という。）記載のとおりである（甲A13）。

2 原告の主張

(1) 適合性原則違反

ア 原告は、 歳と高齢であり、会社の代表取締役ではあるが、電気工業一筋で生計を立ててきた典型的な地方都市の中小企業の社長に過ぎず、經理の仕事すらしたことはなかった。

原告は、本件取引以前に、商品先物取引の経験は一切ない。

原告は、インターネットすら利用したこともなく、平日の日中は営業で外回りをしていることが殆どであるから、被告の従業員の電話によってしか、商品相場の変動を確認することができず、商品相場の変動要因に関する知識、経験、情報収集能力を全く有さない。

原告は、本件取引開始当時、余裕資金は約50万円程度しか有さず、その他の投資資金は、殆ど、家族及び友人からの借入れによって賄ってきた。

イ 原告には、株式現物取引のほか、株式信用取引の経験もあるが、これらは、友人の （以下「 」という。）の一任勘定で株式取引を行っていたものであり、投資経験と呼ぶほどではない。

また、株式の信用取引と商品先物取引は、本質的に全く違う取引である。

ウ 適合性原則は、当該金融商品の性質に照らして、十分な知識・経験、情報収集・分析能力、財産を有しているか否かを総合的に判断しなければならず、また、取引開始後も、顧客が適合性を欠くに至ったときは、取引の勧誘・受託をしてはならないという原則である。

この点、原告は、本件取引を開始してすぐに、親類及び友人から資金を借りなければ、取引を継続できない状態になっていた。

(2) 説明義務違反、断定的判断の提供

ア 被告は、取引開始時に、顧客に対し、単に先物取引の一般的な構造等について説明すれば足りるのではなく、当該顧客の理解度に応じて、十分に理解できる程度の説明をする必要があり、また、取引開始後の両建や、取引の終了等に関しても適切な説明をする義務を負担する。

イ は、本件取引を開始するに当たり、 の応接室に来て、30
B A

分程度説明をしたのみで、原告から約諾書等を徴求している。

また、被告の従業員らは、取引の継続中、商品先物取引の未経験者である原告に対し、取引高が増大した場合の危険性等について、何ら説明をしていない。

したがって、被告には、取引開始時及び取引継続時のいずれにおいても、説明義務違反が認められる。

ウ 断定的判断の提供

■は、平成16年4月30日以前に何度か、原告の経営する会社を訪ね、⁸「中東情勢の悪化」、「中東情勢の政情不安」などという言葉によって、ガソリンの買玉を勧誘し、「ほら、私が（先日）言ったとおりに値段が上がっているでしょう。まだ上がりますよ。」と多数新聞記事（甲A4、甲A5、甲A6、甲A8、甲A10）を見せて、今後も値段の上昇が続くことを強調し、執拗な勧誘を繰り返した。また、⁸■は、ガソリン価格のグラフ（甲A7）、手書きメモ（甲A9）を勧誘に用いているが、これらの資料を虚心に見れば、あえて一般消費者が誤解するような事象のみを強調して、利益が出ることが確実であるかのごとく勧誘したというべきである。

(3) 新規委託者保護義務違反

原告が商品先物取引口座設定申込書に記載した投資予定金額は500万円である。

ところが、被告は、原告をして、取引開始後わずか1か月以内に492万7000円、3か月以内に、1373万7000円もの取引を行わせたものであり、その間の延べ建玉枚数は合計1168枚、一時点における最大建玉枚数は、売り100枚、買い300枚の合計460枚にまで膨れ上がっている。

被告としては、顧客をして、預けた資金全額を使うのではなく、相当程度の余裕を持たせた取引を行わせるべきであるところ、本件取引が、新規委託

者保護の観点から適法といえるはずがない。

この点は、本件取引における違法性のうち最も顕著なものといえる。

(4) 実質一任売買

形式的な承諾はあるものの、外務員のいいなりになっている場合を実質一任売買といい、違法である。

被告が提出した録音テープによっても、原告が、被告の従業員に対して、商品、限月、取引年月日、場節、指し値又は成り行きの別（価格）、枚数、建て落ちの別まで具体的に指示した場面は、皆無である。

(5) 特定売買

ア 直し、途転、両建、不拔け、日計りを特定売買といい、農林水産省におけるチェックシステム、通商産業省におけるミニマムモニタリングにおいて、取引における特定売買の比率を20パーセント以下にする方向で指導していくものとされていた。平成11年4月1日をもって、上記チェックシステム及びミニマムモニタリングは廃止されたが、金融ビッグバンに伴う規制緩和の中で「行政による事前規制である」という理由で廃止されたに過ぎず、内容が不合理であったわけではない。

本件取引では、取引開始当初から両建がなされ、それ以降も、頻繁な特定売買がなされている。

本件取引における特定売買比率は、32.8パーセント（重複を除外して算出した場合には25.5パーセント）であり、月間回転率は13回、手数料化率は27パーセントといずれも高率である。

イ 両建について

両建は、平成16年の商品取引法の改正により、同一限月かつ同一枚数の両建は、明確な禁止事項となった（商品取引法214条）。さらに、商品取引規則により、同一限月かつ同一枚数以外の両建についても、原則的に禁止されるに至った。

法令により両建が禁止される以前から、「常時両建」、「因果玉の放置」及び「同時両建」は、とりわけ経済合理性に乏しく悪質性が強いとして、取引所指示事項により、禁止されていた。

本件取引において、取引開始から13日後に、第1回目の両建が行われた。そして、ガソリンの買玉と灯油の売玉のように、ほぼ同様の値動きをする異なる商品間での両建を含めると、取引終了に至るまで、ほぼ常時両建の状態が継続している。

原告は、両建のリスク及びデメリットについて、全く理解していないし、被告の従業員から何らの説明も受けていない。

被告が提出した録音テープによっても、これらの両建は、被告が主導して行わせたことが明白である。

3 被告の主張

(1) 適合性原則違反

原告は、^A■■■■の代表取締役であり、本件取引開始当時、年収は1000万円以上あり、所有不動産は3000万円以上、金融資産も1000万円以上あった。

また、原告は、現物株式の取引経験が20年あり、株式の信用取引の経験もある。なお、株の信用取引と商品先物取引は、現物を持たない者が、一部の保証金で取引ができることや、取引に期限があることなど類似性が認められる。

原告の年収、保有資産及び取引経験等に照らすと、原告の商品先物取引の適合性は十分である。

(2) 説明義務違反、断定的判断の提供

ア ^B■■■■は、平成16年4月ころ、^A■■■■を訪問し、原告に対し、先物取引の勧誘をした。^B■■■■が数日後に再度電話で取引を勧誘したところ、原告から取引をしたいという申し入れがあり、同月30日に訪問する約束を取

り付けた。

Bは、同月30日、Aを訪問し、約2時間、資料を使って、追証を含め、先物取引の仕組みを十分に説明した。原告は、同説明によって、商品先物取引の仕組み、リスクを十分理解している。このことは、後日、原告が記入したアンケート（乙2）の結果によっても明らかである。

イ Bは、チャートでガソリンの相場状況を説明したことはあるが、外務員が勧誘に当たって相場の見通しを説明したとしても、外務員の相場観であって、断定的判断の提供をしている訳ではない。

原告は、20年の株式取引経験を有する上、長年会社を経営しているのであるから、説明が外務員の相場観に過ぎないことを理解している。

(3) 新規委託者保護義務違反

被告の受託業務管理規則では、新規委託者が投資予定額を超える取引を行う場合、委託者が投資予定額変更の申出をし、被告管理部において、投資予定額を超える受託をするかどうかの審査を行って、受託審査を終えた委託者について取引を受託している。

原告が商品先物取引について未経験者であるとしても、それまでの投資経験に照らすと、原告は、リスクを十分理解した上で、自らの判断で取引を行ったものといえる。

(4) 実質一任売買

被告は、原告に対し、取引成立後に取引報告書（乙18）を送付し、また、毎月1回、残高照合通知書を送付している（乙19）。原告は、これらの報告書に対し、一切、異議や苦情を申し立てていない。

外務員が、特定の銘柄を勧め、その外務員の勧めに従って、原告が取引をしたとしても、原告自身が取引の仕組み及びリスクを理解した上で取引がなされている以上、本件取引は一任売買に当たらない。

(5) 特定売買

ア 両建、途転などの特定売買が違法との主張は、損が出た時点ですべての取引を終了することを前提に考えるからである。しかし、委託者（投資家）は、誰しも利益獲得を目指して取引を始めるものであり、損が発生しても、そこですべての取引を終了するとは考えない。

特定売買それ自体が違法ということになると、相場が逆に向かった場合、委託者は決済する以外の選択肢がなくなってしまうことになるが、不合理といわざるを得ない。

問題は特定売買かどうかではなく、当該取引を委託者が自ら理解した上で行ったかどうかである。委託者自身が自ら取引内容を理解して行っている限り、特定売買であっても何ら違法ではない。

イ 原告は、特定売買比率を算出するに当たり、本来1回である取引を2回あるいは3回に重複してカウントしている。また、特定売買には新規と仕切りが存在するのであるから、新規と仕切りの合計取引数をもって算出すべきであり、原告のように仕切りをもって算出することは誤りである。

手数料は加算されるだけで減ることはないから、損益に占める手数料の割合は偶然の結果に過ぎず、したがって、手数料化率を違法性の判断根拠とすることは誤りである。

第3 当裁判所の判断

1 事実関係

前記争いのない事実等に証拠（甲A4ないし9、甲A10の1ないし4、甲A11の1・2、甲A12、13、15、乙1、2、4ないし7、乙8の1ないし340、乙9ないし14、18ないし24、26ないし95、99、100、証人^C、証人^D、原告本人）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告の属性、資産、投資経験等

ア 原告は、平成16年4月当時、代表取締役として^Aを経営してお

り、同社から額面1300万円程度（手取額にして900万円程度）の報酬（年収）を得ていた（原告本人の1頁）。

イ 原告は、平成16年当時、地元の商工会議所の役員をしていた（乙41, 56, 99）。

ウ 原告は、平成16年4月当時、預貯金、証券、保険、会員券等の金融資産（動産）が少なくとも1000万円程度あり、保有不動産の価額は少なくとも3000万円程度であった（乙2, 7, 26）。

エ 原告は、少なくとも、平成2年ころから2ないし3年間程度、■■■■証券を通じて、また、平成12年6月から平成17年2月まで、■■■■証券を通じて、株式の現物取引をしていた（甲A15, 乙22, 24, 原告本人の29・30頁）。

原告は、■■■■証券を通じて株式の現物取引を行っていた期間のうち、平成12年7月6日から平成16年3月1日まで、同社を通じて、株式の信用取引を行っていた（乙20, 21, 23）。

(2) 本件取引の勧誘

ア ■■■■は、平成16年3月ないし4月ころ、原告に対し、電話で先物取引の勧誘を行うようになった（甲A15, 乙7, 原告本人の5頁）。

■■■■は、平成16年4月下旬ころ、■■■■を訪問し、原告と面談した。

3 ■■■■は、その際、原告に対し、日経新聞の記事（甲A4）を示すなどして、ガソリン価格が値上がりするであろうという見通しを示した（甲A9, 15, 原告本人）。

■■■■は、原告に対し、さらに電話で勧誘を行い、同月30日に面談の予約を得た（乙9）。

イ 原告は、■■■■による上記アの勧誘により、被告に委託して、先物取引を行うこととし、証拠金を捻出するため、当時株式取引を行っていた■■■■証券の口座から現金を出金する手続を取った（乙22の6頁, 原告本人の2

2・23頁)。

他方、被告の管理担当部署は、同年4月29日、^Bの作成した顧客カードの記載を検討するなどして、「株取引の経験があり、知識・判断力共に充分であり、問題ない」と判断した(乙7)。

ウ ^Bは、同月30日午後5時ころ、^Aを訪問した(乙9)。

^Bは、上記面談において、原告に対し、「委託のガイド」(乙4)、「取引における売買手法」(乙5)等を用いて、先物取引の仕組み、危険性について説明をした。

原告は、「商品先物取引口座設定申込書」(乙26)、「約諾書」(乙1)に所定の事項を自筆で記入し、署名・押印の上、^Bに提出した。

また、原告は、^Bに対し、「委託のガイド」(乙4)、「取引における売買手法」(乙5)等の説明資料の交付を受けた旨の受領書(乙6)を提出した。

エ 原告は、同日、^Bに対し、^B証券の口座から出金した現金のうち5万5000円を、本件取引の委託証拠金として、^Bに交付した(甲A13)。

^Bは、同日、原告から、東京ガソリン5枚の買建玉の注文を得た(乙8の1)。

オ ^Bによる訪問の時間は、同日午後6時50分ころまでの2時間弱であった(乙9)。

^Bの訪問中の同日午後6時16分ころ、被告管理部の^Gは、原告と電話で会話をし、先物取引では元本が保証されておらず、損をする場合があること、預託した保証金のほか、追証が発生する場合があることなどを告げた(乙27)。

(3) 平成16年5月17日の取引等(利乗せ満玉)

ア 同年5月6日、上記(2)エの東京ガソリン5枚の買建玉の注文は取り消さ

れた（乙8の1）。

Ｂ ■■■は、同日、中部ガソリン21枚の買建玉の注文を執行した（取引1，乙8の2）。

イ 上記アの中部ガソリン21枚の買建玉は、同月17日に仕切られ、委託手数料及び消費税の差引後の利益として115万2690円が生じた（取引3）。

ウ ■■■は、同日、上記イの利益のうち114万3000円を、証拠金として振り替えた（証拠金一覧表）。

エ ■■■は、同日、3回にわたり、中部ガソリン合計80枚の買建玉の注文を執行した（取引2・4・5，乙8の3・5・6，乙10）。

オ なお、被告の管理部の担当者である■■■■は、同日、支店に来店した原告と面談し、アンケートを実施した（乙2，99）。

(4) 平成16年5月20日の取引等（両建）

ア ■■■は、平成16年5月19日、原告に対し、前日の時事通信（甲A8），同日の日経新聞（甲A5）及び日経金融新聞（甲A6）並びにガソリン価格のチャート（甲A7）等の情報を用いて、相場状況を説明した。

Ｂ ■■■は、同日午前8時ころ、原告から、中部ガソリン80枚の売建玉の注文を得た（乙10）。

■■■は、同日、上記注文を執行したが、ストップ安となったため、うち2枚が成立したのみであった（取引6・7，乙8の7・8）。

イ ■■■は、同月20日、上記(3)エの買建玉80枚のうち合計20枚を仕切り、他方、新たに売建玉58枚を執行した（取引8ないし10，乙8の9ないし11）。

その結果、同日時点で、平成16年11月限月の中部ガソリンが、買60枚、売60枚の両建となった。

ウ なお、原告は、臨時増証拠金等として、同月19日、192万円を、同

月21日、73万円を、預託している（甲A13、乙11、証拠金一覧表）。

(5) 平成16年6月15日の取引等（利乗せ満玉、両建）

ア ^c■は、平成16年6月12日（土曜日）、訪問の上、原告と面談し、同月14日以降、部下であった^B■を引き継いで、本件取引を担当するようになった（乙11、30、証人^c■の1・2頁）。

イ 同月12日当時の建玉の状況は、以下のとおりであった（分析表）。

中部ガソリン 平成16年11月限月 買建玉60枚

平成16年12月限月 買建玉55枚

平成16年11月限月 売建玉 8枚

平成16年12月限月 売建玉60枚

ウ ^c■は、同月15日午前9時45分ころの注文により、中部ガソリン売建玉68枚を仕切り、他方、新規に中部灯油の売建玉104枚を執行した（取引22ないし25、乙8の21ないし23）。

さらに、^c■は、同月16日午前9時10分ころの注文により、新規に中部灯油の売建玉35枚を執行した（取引26、乙8の24）。

エ ^c■は、同月14日から同月16日にかけて、4回にわたり、利益金から合計236万円を証拠金に振り替えたほか、同日16日、原告から、証拠金として100万円の預託を受けた（証拠金一覧表）。

オ その結果、同月16日時点で、委託証拠金の総額は、1052万4000円に、建玉枚数は254枚に達した（分析表、証拠金一覧表）。

(6) 平成16年7月13日の取引等（両建）

ア ^c■は、平成16年7月12日午前9時34分ころの注文により、中部ガソリンの平成16年11月限月買建玉2枚及び中部灯油の平成16年12月限月売建玉2枚を仕切った（取引57・58、乙8の48・49）。

イ その結果、平成16年7月12日当時の建玉の状況は、以下のとおりで

あった（甲A12，分析表）。

中部ガソリン 平成16年11月限月 買建玉 8枚

平成16年12月限月 買建玉40枚

中部灯油 平成16年12月限月 売建玉23枚

平成17年 1月限月 売建玉25枚

ウ ^C は、平成16年7月13日午後1時35分ころの注文により、中部ガソリンの平成16年10月限月買建玉22枚及び中部ガソリンの平成17年1月限月売建玉22枚を執行した（取引59・60，乙8の50・51，乙11）。

(7) 平成17年8月11日の取引等（利乗せ満玉）

ア ^D ^C は、^C の異動に伴い、平成17年4月1日から、本件取引を担当するようになった。

イ ^D は、平成17年8月8日午前10時57分ころの注文により、中部灯油の平成18年2月限月の買建玉330枚を執行した（取引336，乙8の288）。

ウ 上記イの中部灯油330枚の買建玉は、同月11日に仕切られ、委託手数料及び消費税の差引後に794万9700円の利益が生じた（取引338）。

^D は、同日、794万9700円全額を証拠金に振り替えた。同振替により、委託証拠金額は2540万8860円に達した（証拠金一覧表）。

エ ^D は、同日午前9時5分ころの注文により、中部灯油の平成18年2月限月の買建玉345枚を、同日午前10時5分ころの注文により、中部灯油の平成18年2月限月の買建玉100枚を、それぞれ執行した（取引339・340，乙8の291・292，乙12）。

オ さらに、^P ^D は、同月15日午前9時5分ころの注文により、中部灯油の平成18年2月限月の買建玉120枚を執行した（取引341，乙8の

293, 乙12)。

カ 上記エ、オの建玉合計565枚が仕切られた日付、損益は別紙「取引39ないし341仕切結果」のとおりであり、原告に合計2246万7750円の損失が生じた(甲A12)。

(8) 手仕舞い等

ア ^D は、被告の 第三支店の支店長である ^I の指示により、平成17年10月末をもって、本件取引の担当を ^E に引き継いだ(乙12, 13, 100, 証人 ^D の20頁)。

イ ^E が本件取引の担当を引き継いだ時点の委託証拠金額は24万8625円に過ぎず、原告から新たに証拠金が入金されることもなかったため(証拠金一覧表)、取引の頻度、枚数も僅かであった(分析表)。

ウ 本件取引は、同年12月14日、手仕舞いとなり、被告は、同月19日、原告に対し、委託証拠金の残額46万8205円を返金した(分析表、証拠金一覧表)。

(9) 本件取引の全体像等

ア 被告は、本件取引期間中、原告に対し、新規建玉及び既存建玉の決済(仕切り)の都度、取引報告書及び計算書を送付していた(乙18)。

また、被告は、本件取引期間中、原告に対し、毎月月末時点の建玉の状況、値洗い等について、残高照合通知書を送付していた(乙19)。

原告は、本件取引期間中、これらの通知に対し、異議を述べなかった(弁論の全趣旨)。

イ ^B ^C ^D ^E は、いずれも、原告との折衝状況を、管理者日誌に記入していた(乙9ないし13)。

ウ 本件取引は、被告の従業員らが、原告に対し、新規建玉の限月及び枚数並びに仕切りの枚数及びタイミング等を提案し、原告が同提案に沿った注文をするという形態で行われてきた(証人 ^C の4頁, 証人 ^D の5頁, 原

告本人の37頁)。

エ もっとも、被告の従業員らは、原告から取引の注文を受けたり、原告に対し取引の成立を報告したりする以外に、相場の状況等を報告することも頻繁にあった(甲A10の1ないし4, 乙9ないし13, 32, 34, 42, 45, 47, 55, 56, 57, 58, 61, 62, 63, 67, 69, 72, 73, 75, 78, 79, 80, 81, 84, 86, 88, 89, 91, 94, 証人^Dの13頁)。

(10) 原告は、原告代理人を通じ、平成18年5月12日付の内容証明郵便をもって、被告に対し、取引勘定元帳及び委託証拠金現在高帳の交付を請求し、同郵便は同月15日に到達した(甲A11の1・2)。

本件訴えは、同年10月6日に提起された(当裁判所に顕著な事実)。

2 本件取引の違法性

上記1に認定した事実を前提として、本件取引の違法性について検討する。

(1) 適合性原則違反について

ア 商品先物取引における適合性原則とは、顧客の意向・経験・財産状態に応じた取引勧誘と受託をすべきであるという原則をいう。

原告は、本件取引開始当時、約40年間にわたり^Aの代表取締役として同社を経営してきたこと、商品先物取引の経験はないものの、株式の現物取引のみならず信用取引の経験を有していたこと、額面1300万円程度(手取額にして900万円程度)の年収があり、少なくとも1000万円程度の金融資産を有していたことに照らすと、原告につき、先物取引に関する理解、判断力が欠如していたということはできないし、取引経験、資産状況の面でも、先物取引の適合性に欠ける点はないと評価できる。

イ これに対し、原告は、^F証券を通じた株式の現物及び信用取引は、友人の^Fに一任していた旨主張し、^Fの陳述書(甲A14の6)を提出する。

しかしながら、「(原告が) 当初私に100万円を預け、私の一任勘定で取引をした」というFの陳述書の記載は、F証券に対する最初の預託金額が300万円であるという客観的事実(乙22)に矛盾するものである。

また、原告のF証券を通じた取引は、約4年8か月間という長期間に及んでおり、かつ、累計入金額は1621万9031円という高額に及んでいるところ(乙23ないし25)、こうした取引を友人に一任するという事自体、不自然というべきである。

原告は、「Fが、注文を行っていたわけではなく、Fのアドバイスに基づいて、原告が、F証券の担当者に対し、取引の注文を行っていた。」という趣旨の供述をしているところであり(原告本人の28・29頁)、原告のF証券を通じた株式取引がFの一任であるということとはできない。

ウ さらに、原告は、「本件取引開始当時、余裕資金は約50万円程度しか有さず、その他の投資資金は、殆ど、家族及び友人からの借入れによって賄ってきた」旨主張し、原告の妻、長女、弟、妹、元部下(Aの専務)の陳述書(甲A14の1ないし5)を提出する。

しかしながら、上記各陳述書は、原告と近い立場の者によって作成されたものであり、その信用性を過大視できない上、借用証等の客観的裏付けがある訳ではない。

また、原告は、平成17年4月30日、商品先物取引口座設定申込書の動産欄の「イ 1000万円以上」に自筆で○印を付し、投資予定額欄に「500万円」と自筆で記入しているところ(乙26)、上記主張は、これらの記載と矛盾している。

また、原告は、被告を通じて商品先物取引を始めた後も、引き続き、F証券を通じて、株式取引を行っていたものであり、平成16年12月2

4日に、141万7893円にて、平成17年2月10日に、147万2347円にて、東洋通信機の株式各3000株（合計6000株）を購入している。原告は、自分名義の預貯金は全くなかったとも供述するところ（甲A15、原告本人の21・22頁）、そうだとすれば、本件先物取引を始めた後に、株式の現物取引を行う投資資金もなかった筈であり、原告の供述は採用できない。

エ 以上から、原告に先物取引の適合性がない旨の主張は採用できない。

(2) 勧誘段階における説明義務違反について

ア 商品先物取引は、取引の仕組みや値動きが複雑で、投機性が高い（危険性が高い）ことから、被告には、顧客の知識や理解度に応じて、取引の内容を具体的に説明する義務があると解される。

イ 原告は、平成17年4月30日、^B の訪問を受ける時点で、既に先物取引を行うこととし、1回目の証拠金を用意していた（前記1(2)イ）。

したがって、^B の同日の訪問の目的は、もっぱら、原告に対し、先物取引の仕組みや危険性を説明することにあつたと推認できる。

そして、本件では、① 原告には、本件取引の開始当時までに約3年8か月間にわたる株式の信用取引の経験があるところ、株式の信用取引と商品先物取引との間には、現物を持たない者が、一部の保証金で取引ができること、取引に期限があることなどの類似性が認められること、② ^B の訪問時間（説明時間）は2時間弱にわたるものであったこと（前記1(2)オ）、③ ^B は、少なくとも委託のガイド（乙4）を交付したほか、取引における売買手法（乙5）という資料に手書きで記入しながら追証等の説明をしていること、④ ^B の説明の途中、被告の管理部の者が、電話にて、原告と直接会話をし、重ねて、先物取引の危険性について告知していること（乙27。前記1(2)オ）、⑤ 原告は、「私は貴社に対し、商品取引所の商品市場における取引の委託をするに際し、先物取引の危険性を了

知した上で取引を執行する取引所の定める受託契約準則の規定に従って、私の判断と責任において取引を行うことを承諾したので、これを証するため、この約諾書を差し入れます。」などと先物取引の危険性について印字された約諾書に署名押印していること（乙1）が認められるところ、前記2(1)で認定した原告の属性、その後に実施されたアンケートの結果（乙2）及びその後の取引における外務員との会話の内容（乙28ないし95）に照らせば、原告は、Bの説明によって、先物取引の仕組みや危険性について、一般的な理解の程度には達していたものと認めるのが相当である。

したがって、Bら被告の従業員に、取引の勧誘段階における説明義務違反があったとは認められない。

ウ(ア) 原告は、Bの説明について、委託のガイドを見せられたことすらない旨供述する（原告本人の6頁）。

しかし、原告が、平成16年4月30日、Bから委託のガイドを交付されていることは明らかであり（乙1、6）、原告の供述は採用できない。

(イ) また、原告は、Bの説明時間が30分に過ぎなかった旨供述する（原告本人の10頁）。

しかし、Bの訪問時間は2時間弱に及んでおり（乙9）、原告の供述は採用できない。

(3) 断定的判断の提供について

ア 商品先物取引は、投機性があり、商品の一定時点の値動きの予測はほとんど不可能であることから、平成17年法律第87号による改正前の商品取引所法（以下「旧商品取引所法」という。）136条の18第1号は、「商品市場における取引につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること」を

禁止していた。

イ この点、**被告**は、原告に対し、日経新聞の記事（甲A4）を見せてガソリン価格の値上がり見込みを伝えるなど（前記1(2)ア）、その勧誘に当たり、楽観的な見通しを強調した説明を行っていたものと推認される。

しかし、外務員の発言に、相場の動向に関して強気の見解が含まれていたとしても、これをもって直ちに顧客をして利益を上げることが確実にできると誤解させるべき断定的判断の提供ということはできない。将来における商品の値動きには複雑な要因が絡むことは当然であり、これを確実に予測することがほとんど不可能であることは常識に属する事柄というべきであり、前記2(1)に認定した原告の属性に照らすと、原告が、**被告**の説明によって、確実に利益をあげることができると誤解したとは考えがたい。

ウ したがって、本件取引において、断定的判断の提供があったとは認められない。

(4) 新規委託者保護義務違反

ア(ア) 新規委託者に対しては、その保護育成の見地から、商品先物取引の投机性、危険性を理解させ、自己責任原則が適用できる基盤を確保するため、一定の習熟期間内に過大な取引の受託をすることは条理上禁じられ、その程度によっては委託者に対する関係で不法行為を構成すると解される。

イ(イ) 被告は、平成16年4月当時、受託業務管理規則において、新規委託者の保護について、以下のとおり規定していた（甲B16）。

10条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験がないと判断される委託者については3か月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

(1) 委託者に対し、第5条に定める説明を行うことにより、商品先

物取引についての十分な理解と認識を求めること。

(2) 取引にあたっては、特に委託証拠金及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。

(3) 委託者の保護の徹底とその育成を図るため、委託者より申告された投資予定額以下の資金量の範囲において取引を行うものとする。

(4) 前号の、委託者より申告された投資予定額の資金量の範囲を超える場合については別に定めるものとする。

(5) 習熟期間中の委託者に、商品先物取引について十分な理解と認識を深めてもらうため、第14条第1項に定める管理担当班の責任者が必要と認めた場合は、管理担当班の職員を訪問させ、委託者の習熟度、取引内容の確認等を行い、更に取引に対する理解度向上に努めるものとする。

(ウ) 先物取引は、少額の証拠金で差金決済による多額の取引を可能にする極めて投機性の高い取引であり、建玉枚数が増えれば増えるほど、顧客の被る可能性のある損失額も飛躍的に増大する。

そうすると、被告は、顧客をして、特に3か月間の習熟期間内は、前記受託業務管理規則第10条(2)、(3)のとおり、投資予定額以下の資金量の範囲において、かつ、余裕資金を保持した取引を行わせる注意義務を負うというべきである。

イ 原告は、本件取引の開始に当たり、[REDACTED]に対し、投資予定額を500万円と申告していた(乙26)。

しかるに、原告が初回建玉の日(平成16年5月6日)から3か月間に

投入した自己資金の額は1325万3000円に及んでいる（証拠金一覧表）。

また、^B 及び ^C は、上記3か月間に8回にわたり、利益金を証拠金に振り替えており、その額は合計389万7000円に及んでいる（証拠金一覧表）。

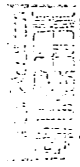
ウ 上記イのとおり、^B 及び ^C は、取引開始から3か月間に、原告をして、投資予定額を超える自己資金を投入させている。また、先物取引の投機性に照らせば、思惑違いの取引によって、急遽、追証が発生することを念頭に置く必要があり、特に取引開始から3か月以内は、利益金が生じても、それを余裕資金として蓄えるように指導するべきであり、利益金を証拠金に振り替えてまで新規建玉を行う合理性はない。

したがって、本件取引において、^B 及び ^C について、新規委託者保護義務に違反した違法がある。

エ この点、被告は、申出書（乙101の1ないし5）及び「商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱い要領」（乙102）を提出している。

しかし、上記ア(ア)のとおり、新規委託者に対し様々な保護的措置を設ける趣旨は、新規委託者をして、商品先物取引の投機性、危険性を理解させ、自己責任原則が適用できる基盤を確保することにあるのであり、未だ自己責任原則を適用する段階にない委託者から、形式的に申出書を徴求したことをもって、被告が新規委託者保護義務を免れることは相当でない。

そもそも、上記「商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱い要領」（乙102）によれば、自筆の申出書が提出された後、総括責任者又は副総括責任者が審査の上、承認する内規となっているが、本件取引では、申出書に総括責任者の決済印が押印されているのみで、管



理部の担当者が、面談やアンケートにより原告の投資に対する意向や、資産状況等を実質的に審査した形跡は窺われない。

したがって、原告が申出書を提出したことをもって、上記ウの認定を左右しない。

(5) 実質一任売買

ア 一任売買は、商品取引員がその裁量権を濫用して、自己の勘定による取引を有利にするため又は委託手数料稼ぎのために、顧客の勘定によって過当な数量又は頻度の取引をする危険性があることから、旧商品取引所法136条の18第3号において「商品市場における取引につき、数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けること。」が禁止されている。

イ 仮に、本件取引が実質一任売買というのであれば、被告の従業員らは、原告から注文を取り付け、取引の成立を報告するのみで足りたはずであるところ、被告の従業員らは、取引の提案をして原告から注文を受けたり、原告に対し取引の成立を報告する以外にも、頻繁に相場の状況等を報告していた（前記1(9)エ）。

また、原告と■との会話が録音されたテープには、原告自身が、相場観を有していることを窺わせる部分（乙42、45、56、60、63、69、80、84、89）及び原告が自発的に相場の状況等について質問をしている部分（乙56、80、94、95）が存在する。

そうすると、被告の従業員らが、原告の名義及び計算において、建玉や仕切りを自由に行うことができ、原告の注文はこれらの自由な取引について形式的に同意を得ただけであると認めることはできない。

したがって、本件取引において、一任売買と同視すべき取引があったとは認められない。

(6) 特定売買

ア 原告は、本件取引における特定売買率が32.8パーセントであるなどと主張する。

しかしながら、直し、途転、日計り、両建など個々の特定売買は、相場の変動状況等によって、それぞれに有用な取引方法である場合があり、それ自体が違法、不当なものとはいえないから、特定売買率の数値をもって、取引の違法性の有無を判断することは相当でない。

同様に、売買回転率、手数料化率が高いことをもって、直ちに取引の状況、相場の値動き等の具体的事情を捨象して、違法な取引がなされたと推認することはできない。特に、総損失に占める手数料の割合（手数料化率）は、総損失の多寡により左右されるもので、流動的な相場の結果である損失額との関係で決まる偶然的な要素の強い者であるから、その比率から直ちに受託者の手数料稼ぎなどの不当な目的を判断することは困難である。

イ 他方、特定売買が、それを有用とする相場の変動状況等に関わりなくなされると、委託者には委託手数料の負担だけが増えるなど無益な取引となり、特に、両建については、顧客をして、建玉状況、値洗い等を把握することを困難にさせるものであり、また、因果玉の放置によって損失が拡大する危険性を伴うものである。

したがって、被告の従業員らが、原告に対し、十分な説明をすることなく、特定売買取引を提案した場合には、取引継続段階の説明義務に違反したものであるとして、違法となる。

ウ 平成16年5月20日の取引等（前記1(4)）の評価

（ア）[REDACTED]は、平成16年5月17日、利乗せ満玉（ないし利益金による増建玉）によって、それまで21枚であった中部ガソリンの買建玉の枚数を80枚にまで増加させた（取引2・4・5）。

ところが、⁸ は、同月19日、中部ガソリンについてストップ安がかかったため、同日、売建玉2枚（これは、同日午前8時10分になされた80枚の注文を執行する際、ストップ安のため、1枚ずつ取引が成立したものである。乙8の7・8。）を執行し（取引6・7）、さらに、同月20日、買建玉20枚を仕切り、売建玉58枚を執行した（取引8ないし10）。

(イ) 原告は、ガソリンが値上がりするとの見通しに基づいて、中部ガソリンの買建玉を行ったものであり、利乗せ満玉がなければ、すなわち、既存の買建玉が21枚程度であれば、ガソリンの値下がり（ストップ安）に対しても、余裕資金の範囲で追証に対処することが可能であった筈であるし、仕切りによって損失を確定することもできた。

したがって、同月17日の取引2・4・5自体が、利乗せ満玉（ないし利益金による増建玉）として、新規受託者保護義務に違反する違法な取引といえる。

(ウ) 上記のとおり、原告は、ガソリンが値上がりするとの見通しに基づいて、中部ガソリンの買建玉を行っているところ、取引開始からわずか2週間足らずでガソリンのストップ安がかかるという思惑違いの局面に遭遇した。

原告は、同月19日当時、数回の建玉しか経験していない新規委託者であり、先物取引の仕組みや危険性について、一般的な理解の程度に達しているとしても、個別の取引、相場状況に応じて、具体的に説明を受けなければ、両建の危険性（デメリット）を理解できたとはいえない。

したがって、⁸ は、外務員として、ガソリンについての過去の値動きを踏まえて、追証の発生ライン、発生した場合の追証の金額、仕切った場合の損益などを含めて、改めて、両建の危険性を丁寧に説明すべき注意義務があった。なお、結果論に過ぎないとはいえ、買建玉及び売建

玉各60枚の両建の仕切りにより、別紙「取引6・7・10仕切結果」のとおり、差引135万4390円の損失が生じている（甲A12）。

この点、原告は、上記両建について、「^Bから、追証が発生しそうだから、持った方がいい。どっちに振れてもいいからという程度の説明しか受けていない」、「両建は、どっちに振れてもいい、むしろ危険性がないと感じていた」と供述するところ、^Bの陳述書は提出されておらず、証人として申請されていない以上、これを覆すに足りない。

本件取引において、建玉及び仕切りは、ほとんど、被告の従業員らの提案通りに行われていたところ（前記1(9)ウ）、^Bが、原告に対し、上記両建を提案したことは、新規受託者の保護義務及び取引継続段階の説明義務に違反しており、違法性を有する。

エ 平成16年6月15日の取引等（前記1(5)）の評価

(ア) 原告は、平成16年6月15日の時点で、中部ガソリン115枚の買建玉、同68枚の売建玉を保有していたところ、^Cは、買建玉を維持したまま、平成16年6月15日午前9時45分ころ、ガソリンの売建玉68枚の仕切りを提案し、これを執行している（取引22ないし24）。

したがって、^Cは、同時点で、ガソリンの値動きについてあまり下がらないという見通しを持っていたと推認すべきである（証人[■]の16頁）。

(イ) しかるに、^Cは、上記のとおりガソリンの売建玉68枚の仕切りを提案すると同時に、新規に灯油の売建玉104枚を提案し、これを執行している（取引25）。

ガソリンと灯油は、基本的に同じ値動きをする商品であるところ（証人[■]の17頁）、異種類の商品であっても、同じ様な値動きを示す商品を両建状態にすれば損益が相殺される効果はあるものの、手数料がかかる、仕切りのタイミングに困難を伴う等のデメリットがあり、当時の相場状

況に照らし、これを合理的とする事情がなければ、説明義務違反を免れず、違法性を帯びる。特に、原告は、同取引の時点で、先物取引の経験が1か月余りの初心者であり、同月14日、^C■に対し、「私もまだ素人だから」、「なるべく来てよ」などと告げ、取引の提案に当たっては、面談の上、具体的な説明をするように依頼していた（乙31）。

この点、^C■は、取引25について、「灯油の方が下げそうだという材料が出ていたと思う」という抽象的な説明にとどまっている（証人^C■の17頁）。その一方、^C■は、「ガソリンと灯油が同じように動いていく場合には、追証でつなぐよりも、同じ石油製品で売りを持っていた方が、マイナスの拡大を防げるケースが多い」とも供述しており（証人^C■の19頁）、灯油について値下げ材料が出ていたことと矛盾する供述をしている。

(ウ) 結局のところ、^C■は、「ガソリンの買建玉がたくさんあった。それに対して同じ石油製品の売りを持つのはリスク面では少なくなる」という供述が示すとおりの（証人^C■の18頁）、両建により顧客が被る危険性に配慮せず、取引25の建玉を勧誘したと推認することができ、その提案に合理性は認められないから、取引25の提案は、取引継続段階の説明義務に違反し、違法というべきである。

なお、結果論からみても、取引25の建玉の仕切りを通算すると、74万1640円の損失となっている（甲A12）。

オ 平成16年7月13日の取引等（前記1(6)）の評価

(ア) ^C■は、平成16年7月13日午後1時35分ころ、原告に対し、新規に、中部ガソリンの平成16年10月限月買建玉22枚及び中部ガソリンの平成17年1月限月売建玉22枚を提案している（異限月の両建、同時両建）。

(イ) 上記提案の時点で、原告は、既に、ガソリンの買建玉48枚を有していたから、値下がりへの対処としては、長期的な値上がり予想の有無に

よって、既存建玉を決済するか、追証によって対処するのが一般的な手法である（証人■の20・21頁）。

しかるに、^C■は、上記両建を提案するに当たり、1ないし2分程度相場状況を説明したのみで、追証の発生するラインや仕切った場合の損益について何ら説明をしておらず、「ちょっと様子見ちゃおうと思う」という簡単な説明をしたのみである（乙48）。

(ウ) ^C■は、両建について、既存建玉が、建玉の時点の思惑と違う方向に進み、かつ、その時点でも、相場の見通しが本当によく分からない場合に用いられる特殊な手法であると供述するところ（証人■の20頁）、異限月とはいえ、同時に売り買い同数の建玉を提案する合理性があったとは認められず、^C■自身も、問題のある提案だったことを自認している（証人■の23頁）。

(エ) 以上から、取引59・60の提案には、取引継続段階の説明義務に違反した違法性が認められる。

(7) その他の取引継続段階における説明義務違反

ア 石油製品は、「1日動くだけでもストップ高、ストップ安が平気で動く商品である」から（証人■の18頁）、^C外務員としては、中長期的には値上がりを見通しを有していても、突然、ストップ安となる可能性を念頭に、顧客の資産状況に応じた取引を行わせるように配慮すべき注意義務を負う。

イ しかるに、^D■は、本件取引を担当していた期間、頻繁に、利益金を証拠金に振り替えて、取引枚数を増加させる取引を提案していた（分析表、証拠金一覧表）。

特に、^D■が、平成17年8月11日及び8月15日に提案した取引（取引339ないし341）は、合計で565枚の中部灯油の買建玉を行わせるもので、従前の建玉枚数と比較しても著しく過大であるから、同取引の提案をするに当たっては、追証の発生ライン、追証が発生した場合の

金額等について十分な説明をすべき注意義務があるところ、○は、かかる配慮をしていない（証人○の15・16頁）。結果論にすぎないとはいえ、上記合計565枚の建玉を仕切った結果、合計2246万7750円もの損失が生じており、これは、本件取引における全損失の約62パーセントを占めることに照らしても、同取引の危険性は明らかである。

ウ したがって、△が、利益金を証拠金に振り替えた上、上記のとおり、過大な建玉を提案することは、取引継続段階の説明義務に違反し、違法である。

エ なお、△は、利益金を証拠金に振り返るかどうかは顧客の自由である、平成17年8月当時、原告は、それまでの損を回復したいという気持ちがあり積極的に取引の枚数を増やしたなどと供述する（証人○の16・17頁）。

この点について検討するに、商品先物取引においては、少額の委託証拠金により差金取引ができるために、高額な損失を生じることが多く、損失が生じてから初めてことの重大さに気づき、損失を回復しようと更に資金をつぎ込むことになることが、世上しばしば見受けられる。

そうであるからこそ、商品先物取引業者としては、受託業務管理規則を設定するなど様々な配慮によって、新規委託者の保護育成を図り、ひいては顧客に自己責任を徹底させることが肝要であるところ、前記2(4)のとおり、被告は、かかる義務に違反している。

被告が、新規委託者保護義務を怠ることにより、原告の積極的な投資意欲を喚起しておきながら、同投資意欲、すなわち、損失回復意欲につけ込んで過大な取引を勧めることは相当といえず、被告の従業員としては、手数料等の利益に目を奪われることなく、顧客の資産状態に配慮すべき注意義務があったというべきである。

したがって、平成15年8月当時、原告が積極的な投資意欲を有してい

たとしても、**ア**による取引 3 3 9 ないし 3 4 1 の提案が違法であるとの判断を左右しない。

3 被告の責任、原告の損害額

(1) 被告の責任

上記 2 のとおり、被告の従業員らの行為には、新規受託者保護義務違反、取引継続段階の説明義務違反があり、これら一連の行為は、本件取引全体を通じて、原告に対する不法行為を構成する。

被告の従業員らの行為が、被告の事業の執行につきなされたことは明白であるから、被告は、民法 7 1 5 条に基づき、使用者責任を負う。

(2) 原告の損害額

ア 過失相殺

本件において、① 原告は、**ア**の説明により、先物取引の仕組みや危険性について、一般的な理解の程度には達していたこと、にもかかわらず、原告は自らの判断で先物取引という危険性の高い取引に参加したこと、②

本件取引において売買された銘柄はガソリン、灯油という石油製品に限定されているところ、原告も取引に習熟するにつれ、相場の変動要因に関する知識、経験を身につけていったと推認できること、③ 原告が自筆で申出書を作成し、提出したことが、取引拡大の一因になっていることが認められ、これらの事情はいずれも原告の過失として斟酌すべきである。

もともと、取引初期に損失を被った原告が損失を取り戻すために積極的な投資態度に転じることは無理からぬ面があり、他方で、被告は、こうした原告に対して取引の勧誘がし易くなる面があるから、新規委託者保護義務違反があった場合には、その後の取引で顧客が積極的な投資意欲を示していたことは、過失相殺上、過大視することは相当でない。

以上のほか、原告の属性、投資経験、原告が本件取引に至った経緯、本件取引の内容等を総合考慮すれば、原告の過失は 5 割と認めるのが相当で

ある。

イ 財産的損害

本件取引により原告が被った財産的損害は、売買差損金 2617万3800円の、委託手数料972万0300円（別途手数料にかかる消費税48万6015円）の合計3638万0115円である。

本件において、当事者双方の衡平を図るため、上記アのとおり5割の過失相殺をするのが相当であるところ、過失相殺後の財産的損害額は、1819万0057円である。

ウ 弁護士費用

本件訴訟の専門性、難易度等に照らすと、被告の従業員らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、180万円と認めるのが相当である。

4 結論

よって、原告の請求は、主文の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

裁 判 官 安 田 大 二 郎

建玉分析表

1/9頁v5

全銘柄

特定売買判定方法:パターンI (全件に判定) マイナス、不0、重複無、商品単独、限月無視、合算:無し リト:約定日+商品銘柄+場節+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場節	限月	値段	約定金額	売数/売委託玉	買買数/売残	買残	買買損益金	委託手数	消費税	差引損益金	差引損益累計	直途	日	両	不
1	116/5/6	中部-ガソ	後3節	2004/11	31490	13,225,800		新	21	0	21							
2	116/5/17	中部-ガソ	前1節	2004/11	33880	6,776,000		新	10	0	31							
3	116/5/17	中部-ガソ	前2節	2004/11	34350	14,427,000	21 仕		0	10	1,201,200	46,200	2,310	1,152,690	1,152,690			
4	116/5/17	中部-ガソ	前2節	2004/11	34350	14,427,000		新	21	0	31							*
5	116/5/17	中部-ガソ	前3節	2004/11	34490	33,800,200		新	49	0	80							
6	116/5/19	中部-ガソ	前1節	2004/11	33090	661,800	1 新		1	80								
7	116/5/19	中部-ガソ	後1節	2004/11	33090	661,800	1 新		2	80								
8	116/5/20	中部-ガソ	前3節	2004/11	33590	6,718,000	10 仕		2	70	-58,000	22,000	1,100	-81,100	1,071,590			
9	116/5/20	中部-ガソ	後1節	2004/11	33590	6,718,000	10 仕		2	60	-152,000	22,000	1,100	-175,100	896,490			
10	116/5/20	中部-ガソ	後1節	2004/11	33590	38,964,400	58 新		60	60								◇
11	116/5/31	中部-ガソ	前2節	2004/12	31180	18,708,000	30 新		90	60								
12	116/6/1	中部-ガソ	後2節	2004/12	31600	18,960,000	30 新		120	60								
13	116/6/2	中部-ガソ	前2節	2004/11	32750	655,000		仕	1	119	60	6,800	2,200	110	4,490	900,980		
14	116/6/2	中部-ガソ	前2節	2004/11	32750	655,000		仕	1	118	60	6,800	2,200	110	4,490	905,470		
15	116/6/2	中部-ガソ	前2節	2004/11	32750	20,305,000		仕	31	87	60	520,800	68,200	3,410	449,190	1,354,660		
16	116/6/2	中部-灯油	前2節	2004/10	35060	18,932,400		新	27	87	87							
17	116/6/4	中部-ガソ	後2節	2004/12	31840	20,377,600		新	32	87	119							
18	116/6/4	中部-灯油	後1節	2004/10	35530	19,186,200	27 仕		87	92	253,800	59,400	2,970	191,430	1,546,090			
19	116/6/8	中部-ガソ	前1節	2004/12	31330	12,532,000		新	20	87	112							
20	116/6/11	中部-ガソ	後1節	2004/11	31770	12,072,600		仕	19	68	112	691,600	41,800	2,090	647,710	2,193,800		
21	116/6/11	中部-ガソ	後2節	2004/12	31220	1,873,200		新	3	68	115							
22	116/6/15	中部-ガソ	前2節	2004/11	31400	5,024,000		仕	8	60	115	350,400	17,600	880	331,920	2,525,720		
23	116/6/15	中部-ガソ	前2節	2004/12	30960	18,576,000		仕	30	30	115	132,000	66,000	3,300	62,700	2,588,420		
24	116/6/15	中部-ガソ	前2節	2004/12	30960	18,576,000		仕	30	0	115	384,000	66,000	3,300	314,700	2,903,120		
25	116/6/15	中部-灯油	前2節	2004/12	34130	70,990,400	104 新		104	115								
26	116/6/16	中部-灯油	前1節	2004/12	33650	23,555,000	35 新		139	115								
27	116/6/21	中部-灯油	後1節	2004/12	34520	24,854,400	36 新		175	115								
28	116/6/22	中部-ガソ	後2節	2004/12	31010	89,929,000		新	145	175	260							
29	116/6/23	中部-ガソ	後2節	2004/12	30950	61,900,000		新	100	175	360							
30	116/6/23	中部-灯油	後1節	2004/12	33560	50,340,000		仕	75	100	360	855,000	165,000	8,250	681,750	3,584,870		
31	116/6/24	中部-ガソ	後2節	2004/12	30150	60,300,000	100 仕		100	260	-1,600,000	220,000	11,000	-1,831,000	1,753,870			
32	116/6/25	中部-ガソ	前1節	2004/11	30830	6,782,600	11 仕		100	249	-774,400	24,200	1,210	-799,810	954,060			
33	116/6/25	中部-ガソ	前1節	2004/11	30830	8,632,400	14 仕		100	235	-1,024,800	30,800	1,540	-1,057,140	-103,080			
34	116/6/25	中部-ガソ	前1節	2004/12	30360	19,430,400	32 仕		100	203	-947,200	70,400	3,520	-1,021,120	-1,124,200			
35	116/6/25	中部-ガソ	前1節	2004/12	30360	12,144,000	29 仕		100	183	-388,000	44,000	2,200	-434,200	-1,558,400			
36	116/6/25	中部-ガソ	前1節	2004/12	30360	1,821,600	3 仕		100	180	-51,600	6,600	330	-58,530	-1,616,930			
37	116/6/25	中部-ガソ	前1節	2004/12	30360	24,288,000	40 仕		100	140	-520,000	88,000	4,400	-612,400	-2,229,330			
38	116/6/25	中部-灯油	前3節	2004/12	33280	26,624,000	40 新		140	140								
39	116/6/28	中部-灯油	後1節	2004/12	32960	26,368,000		仕	40	100	140	256,000	88,000	4,400	163,600	-2,065,730		
40	116/6/28	中部-灯油	後1節	2004/12	32960	26,368,000	40 新		140	140								*
41	116/6/28	中部-灯油	後2節	2004/12	32970	6,594,000	10 新		150	140								
42	116/6/29	中部-ガソ	後2節	2004/11	29980	17,988,000		新	30	150	170							
43	116/6/29	中部-灯油	後1節	2004/12	32350	19,410,000		仕	30	120	170	780,000	66,000	3,300	710,700	-1,355,030		
44	116/6/29	中部-灯油	後1節	2004/12	32350	19,410,000	30 新		150	170								*
45	116/6/29	中部-灯油	後3節	2004/11	30200	6,040,000	10 仕		150	160	-858,000	22,000	1,100	-881,100	-2,236,130			

建玉分析表(全銘柄)

建玉分析表

2/9頁v5

全銘柄

特定売買判定方法:パターン1 (全件に判定)マウス有、不0、重複無、商品単独、限月無視、合算:無し ソト:約定日+商品銘柄+場価+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場価	限月	値段	約定金額	売数/売委託玉	買買数/売残	買残	売買損益金	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益累計	直	途	日	両	不
46	116/7/2	中部-ガソ	前2節	2004/11	30440	9,132,000	15 仕		150	145	-1,215,000	33,000	1,650	-1,249,650	-3,485,780				
47	116/7/2	中部-灯油	前2節	2004/12	33310	12,657,800		19 仕	131	145	311,600	41,800	2,090	267,710	-3,218,070				
48	116/7/6	中部-ガソ	後3節	2004/11	31700	6,340,000	10 仕		131	135	344,000	22,000	1,100	320,900	-2,897,170				
49	116/7/6	中部-灯油	後3節	2005/01	34200	17,100,000	25 新		156	135									
50	116/7/8	中部-ガソ	前2節	2004/12	31140	49,824,000	80 仕		156	55	208,000	176,000	8,800	23,200	-2,873,970				
51	116/7/8	中部-ガソ	前3節	2004/12	31180	3,118,000	5 仕		156	50	17,000	11,000	550	5,450	-2,868,520				
52	116/7/8	中部-灯油	前2節	2004/12	34900	25,128,000		36 仕	120	50	-273,600	79,200	3,960	-356,760	-3,225,280				
53	116/7/8	中部-灯油	前2節	2004/12	34900	27,920,000		40 仕	80	50	-1,552,000	88,000	4,400	-1,644,400	-4,869,680				
54	116/7/8	中部-灯油	前2節	2004/12	34900	6,980,000		10 仕	70	50	-386,000	22,000	1,100	-409,100	-5,278,780				
55	116/7/8	中部-灯油	前2節	2004/12	34900	10,470,000		15 仕	55	50	-765,000	33,000	1,650	-799,650	-6,078,430				
56	116/7/8	中部-灯油	前3節	2004/12	34850	3,485,000		5 仕	50	50	-120,000	11,000	550	-131,550	-6,209,980				
57	116/7/12	中部-ガソ	前2節	2004/11	31720	1,268,800	2 仕		50	48	-110,800	4,400	220	-115,420	-6,325,400				
58	116/7/12	中部-灯油	前2節	2004/12	34940	1,397,600		2 仕	48	48	-103,600	4,400	220	-108,220	-6,433,620				
59	116/7/13	中部-ガソ	後2節	2004/10	32920	14,484,800		22 新	48	70									
60	116/7/13	中部-ガソ	後2節	2005/01	30750	13,530,000	22 新		70	70									
61	116/7/14	中部-ガソ	後3節	2005/01	31590	15,795,000	25 新		95	70									
62	116/7/15	中部-ガソ	前2節	2004/11	33270	16,635,000		25 新	95	95									
63	116/7/16	中部-ガソ	前1節	2004/12	32620	13,048,000	20 仕		95	75	644,000	44,000	2,200	597,800	-5,835,820				
64	116/7/16	中部-灯油	前2節	2004/12	35970	16,546,200		23 新	95	98									
65	116/7/20	中部-灯油	前1節	2004/11	35910	17,955,000		25 新	95	123									
66	116/7/21	中部-ガソ	前2節	2004/11	32650	16,325,000	25 新		120	123									
67	116/7/22	中部-灯油	後3節	2005/01	36800	20,608,000	28 新		148	123									
68	116/7/26	中部-ガソ	前1節	2005/01	33630	20,178,000		30 新	148	153									
69	116/7/27	中部-ガソ	前2節	2004/11	33900	3,390,000	5 仕		148	148	392,000	11,000	550	380,450	-5,455,370				
70	116/7/27	中部-ガソ	前2節	2005/01	33050	9,918,000		15 仕	133	148	-693,000	33,000	1,650	-727,650	-6,183,020				
71	116/7/27	中部-ガソ	前2節	2004/11	33900	13,560,000	20 仕		133	128	252,000	44,000	2,200	205,800	-5,977,220				
72	116/7/27	中部-ガソ	前2節	2004/11	33900	16,950,000		25 仕	108	128	-625,000	55,000	2,750	-682,750	-6,659,970				
73	116/7/27	中部-ガソ	前2節	2005/01	33050	9,918,000	15 仕		108	113	-171,000	33,000	1,650	-205,650	-6,865,620				
74	116/7/29	中部-ガソ	後2節	2004/10	38590	3,859,000	5 仕		108	108	567,000	11,000	550	555,450	-6,310,170				
75	116/7/29	中部-ガソ	後2節	2004/10	38590	3,859,000	5 新		113	108									
76	116/7/29	中部-灯油	後2節	2004/12	39260	7,352,000	10 仕		113	98	658,000	22,000	1,100	634,900	-5,675,270				
77	116/7/29	中部-灯油	後2節	2004/12	39260	27,482,000	35 仕		148	98									
78	116/7/30	中部-ガソ	後3節	2004/11	37800	6,048,000	8 仕		148	90	529,600	17,600	880	511,120	-5,164,150				
79	116/8/3	中部-ガソ	前2節	2004/10	40380	1,615,200	2 仕		148	88	298,400	4,400	220	293,780	-4,870,370				
80	116/8/3	中部-ガソ	前2節	2004/10	40380	1,615,200		2 仕	146	88	-71,600	4,400	220	-76,220	-4,946,590				
81	116/8/3	中部-ガソ	後1節	2005/01	34970	3,497,000	5 新		151	88									
82	116/8/3	中部-灯油	前3節	2004/12	39660	2,379,600	3 仕		151	85	221,400	6,600	330	214,770	-4,732,120				
83	116/8/5	中部-灯油	後3節	2004/12	40000	800,000		1 仕	150	85	-153,000	2,200	110	-155,310	-4,887,430				
84	116/8/6	中部-灯油	前2節	2005/01	40000	16,000,000		20 新	150	105									
85	116/8/9	中部-ガソ	前2節	2005/02	35630	32,067,000		45 新	150	150									
86	116/8/10	中部-ガソ	前3節	2004/10	39820	9,556,800	12 仕		150	138	1,656,000	26,400	1,320	1,628,280	-3,259,150				
87	116/8/17	中部-ガソ	後1節	2004/11	38170	11,451,000	15 仕		150	123	2,457,000	33,000	1,650	2,422,350	-836,800				
88	116/8/17	中部-ガソ	後1節	2004/10	39310	2,358,600	3 仕		150	120	383,400	6,600	330	376,470	-460,330				
89	116/8/17	中部-ガソ	後1節	2005/01	37160	5,202,400		7 仕	143	120	-897,400	15,400	770	-913,570	-1,373,900				
90	116/8/17	中部-ガソ	後1節	2004/11	38170	3,817,000	5 仕		143	115	490,000	11,000	550	478,450	-895,450				

建玉分析表

3/9頁v5

全銘柄

特定売買判定方法: パターン1 (全件に判定) マチ有, 不0, 重複無, 商品単独, 限月無視, 合算: 無し, リト: 約定日+商品銘柄+場節+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場節	限月	値段	約定金額	売数/売委託	買数/買委託	買残	買損益金	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益累計	直	途	日	隔	不
91	116/8/17	中部-ガソ	後1節	2005/01	37160	11,148,000	15仕		143	100	1,059,000	33,000	1,650	1,024,350	128,900				
92	116/8/17	中部-ガソ	後1節	2004/10	39310	2,358,600			140	100	-43,200	6,600	330	-50,130	78,770				
93	116/8/17	中部-ガソ	後1節	2005/01	37160	3,716,000			135	100	-219,000	11,000	550	-230,550	-151,780				
94	116/8/17	中部-ガソ	後1節	2005/02	37120	33,408,000	45仕		135	55	1,341,000	99,000	4,950	1,237,050	1,085,270				
95	116/8/17	中部-ガソ	後2節	2005/01	37170	18,585,000			110	55	-2,790,000	65,000	2,750	-2,847,750	-1,762,480				
96	116/8/17	中部-灯油	後1節	2004/12	42470	8,494,000			100	55	-1,668,000	22,000	1,100	-1,691,100	-3,453,580				
97	116/8/17	中部-灯油	後1節	2004/11	41580	4,987,200	6仕		100	49	678,000	13,200	660	664,140	-2,789,440				
98	116/8/20	中部-灯油	前2節	2004/12	42590	4,259,000			95	49	-1,024,000	11,000	550	-1,035,550	-3,824,990				
99	116/8/20	中部-灯油	前2節	2004/12	42590	1,703,600			93	49	-133,200	4,400	220	-137,820	-3,962,810				
100	116/8/20	中部-灯油	前2節	2005/01	42490	37,391,200			93	93									
101	116/8/24	中部-灯油	後2節	2005/01	41920	3,353,600	4仕		93	89	153,600	8,800	440	144,360	-3,818,450				
102	116/8/21	中部-灯油	後2節	2005/01	41920	4,192,000	5新		98	89									
103	116/8/25	中部-ガソ	後2節	2005/03	37450	89,880,000			98	209									
104	116/8/26	中部-ガソ	後3節	2005/03	36750	58,800,000	80仕		98	129	-1,120,000	176,000	8,800	-1,304,800	-5,123,250				
105	116/8/26	中部-灯油	前2節	2005/01	40170	20,085,000			73	129	-2,985,000	55,000	2,750	-3,042,750	-8,166,000				
106	116/8/26	中部-灯油	前2節	2004/12	40350	8,070,000	10仕		73	119	876,000	22,000	1,100	852,900	-7,313,100				
107	116/8/26	中部-灯油	前2節	2005/01	40170	21,691,800			46	119	-1,819,800	59,400	2,970	-1,882,170	-9,195,270				
108	116/8/26	中部-灯油	前2節	2004/12	40350	8,070,000			36	119	-218,000	22,000	1,100	-241,100	-9,436,370				
109	116/8/26	中部-灯油	前2節	2005/01	40170	8,837,400	11仕		36	108	37,400	24,200	1,210	11,990	-9,424,380				
110	116/8/26	中部-灯油	前2節	2005/01	40170	35,349,600	44仕		36	64	-2,041,600	96,800	4,840	-2,143,240	-11,567,620				
111	116/8/26	中部-灯油	前2節	2005/01	40170	2,410,200			33	64	105,000	6,600	330	98,070	-11,469,550				
112	116/8/27	中部-ガソ	後2節	2005/03	36050	18,025,000			33	89									
113	116/8/31	中部-ガソ	後2節	2005/03	35210	22,534,400	32仕		33	57	-1,433,600	70,400	3,520	-1,507,520	-12,977,070				
114	116/8/31	中部-灯油	後2節	2004/11	39480	15,002,400	19仕		33	38	-1,356,600	41,800	2,090	-1,312,710	-11,664,360				
115	116/8/31	中部-灯油	後2節	2005/01	39200	784,000	1仕		33	37	-16,000	2,200	110	-18,310	-11,682,670				
116	116/8/31	中部-灯油	後2節	2005/01	39200	784,000			32	37	54,400	2,200	110	52,090	-11,630,580				
117	116/9/1	中部-ガソ	後1節	2005/03	35600	3,560,000	5仕		32	32	-45,000	11,000	550	-56,550	-11,687,130				
118	116/9/1	中部-ガソ	後2節	2005/03	35460	1,418,400			32	34									
119	116/9/1	中部-灯油	後1節	2004/12	40080	4,008,000			27	34	-773,000	11,000	550	-784,550	-12,471,680				
120	116/9/1	中部-灯油	後1節	2005/01	39470	789,400			26	34	-53,400	2,200	110	-55,710	-12,527,390				
121	116/9/1	中部-灯油	後1節	2005/01	39470	3,157,600	4仕		26	30	-42,400	8,800	440	-51,540	-12,579,030				
122	116/9/1	中部-灯油	後1節	2005/01	39470	789,400			25	30	49,000	2,200	110	46,690	-12,532,340				
123	116/9/3	中部-灯油	前3節	2004/12	40200	4,020,000	5新		30	30									
124	116/9/3	東工-ガソ	10:32	2005/03	36310	18,155,000			30	35									
125	116/9/6	東工-ガソ	12:44	2005/03	36430	18,215,000	5仕		30	30	60,000	38,000	1,900	20,100	-12,512,240				
126	116/9/8	東工-灯油	10:03	2005/03	35800	17,900,000			30	35									
127	116/9/10	東工-灯油	12:40	2005/03	35610	17,805,000	5仕		30	30	-95,000	38,000	1,900	-134,900	-12,647,140				
128	116/9/15	中部-ガソ	前2節	2005/03	34290	1,371,600	2仕		30	28	-126,400	4,400	220	-131,020	-12,778,160				
129	116/9/15	中部-灯油	前2節	2004/12	40940	1,637,600			28	28	-343,600	4,400	220	-348,220	-13,126,380				
130	116/9/17	中部-ガソ	後2節	2005/03	34980	2,098,800	3仕		28	25	-64,200	6,600	330	-71,130	-13,197,510				
131	116/9/17	中部-ガソ	後2節	2005/03	34980	1,399,200	2仕		28	23	-19,200	4,400	220	-23,820	-13,221,330				
132	116/9/17	中部-灯油	後2節	2004/12	41040	4,104,000			23	23	-84,000	11,000	550	-95,550	-13,316,880				
133	116/9/29	中部-ガソ	後2節	2005/04	40430	8,086,000	10新		33	23									
134	116/9/29	中部-灯油	後2節	2005/04	38470	7,694,000			33	33									
135	116/9/30	中部-ガソ	後2節	2005/04	40300	8,060,000			10	23	26,000	22,000	1,100	2,900	-13,313,980				

建玉分析表

4/ 9頁v5

全銘柄

特定売買判定方法:パターン (全件に判定) マイナス有、不0、重複無、商品単独、限月無視、合算:無し リト:約定日+商品銘柄+場節+発注日時+登録NO

No.	約定日付	商品名	場節	限月	値段	約定金額	売数/売委託玉	買買数/売残	買残	売買損益金	委託手数	消費税	差引損益金	差引損益累計	直	途	日	両	不
136	116/10/1	中部-ガソ	前2節	2005/04	40880	8,176,000	10 新	33	33										
137	116/10/1	中部-灯油	前2節	2005/04	38990	7,798,000	10 仕	33	23	104,000	22,000	1,100	80,900	-13,233,080					
138	116/10/4	中部-ガソ	前2節	2005/04	41390	12,417,000	15 新	48	23										
139	116/10/6	中部-灯油	前2節	2005/03	41260	20,530,000		25	48										
140	116/10/7	中部-灯油	後1節	2005/04	40750	8,150,000			48										
141	116/10/8	中部-ガソ	前1節	2005/03	42370	4,237,000	5 仕	10	48	632,000	11,000	550	620,450	-12,612,630					
142	116/10/8	中部-ガソ	前1節	2005/03	42370	4,237,000			48										
143	116/10/13	中部-灯油	後3節	2005/04	40450	3,235,800		5	48										
144	116/10/14	中部-ガソ	前2節	2005/04	42380	4,238,000		4	48										
145	116/10/14	中部-灯油	前1節	2005/04	41660	833,200	1 仕	5	48										
146	116/10/14	中部-灯油	前1節	2005/04	41660	3,332,800	4 仕		48	18,200	2,200	110	15,890	-12,596,740					
147	116/10/15	中部-ガソ	前3節	2005/04	44400	4,440,000			62	96,000	8,800	440	86,760	-12,509,980					
148	116/10/18	中部-ガソ	前1節	2005/04	44280	8,856,000		5	48										
149	116/10/18	中部-灯油	前1節	2005/04	42240	7,603,200	9 仕	10	48										
150	116/10/20	中部-ガソ	前2節	2005/04	43800	8,760,000			68	268,200	19,800	990	247,410	-12,262,570					
151	116/10/21	中部-ガソ	前1節	2005/04	44890	4,489,000		10	48										
152	116/10/22	中部-ガソ	前2節	2005/04	44870	4,487,000		5	48										
153	116/10/25	中部-灯油	前3節	2005/04	42680	8,536,000		5	48										
154	116/10/25	中部-灯油	後1節	2005/04	42540	42,540,000		10	48										
155	116/10/27	中部-灯油	前1節	2005/04	42540	17,016,000		50	48										
156	116/10/29	中部-ガソ	後1節	2005/05	44400	44,400,000	50 新	20	48										
157	116/10/29	中部-灯油	後1節	2005/04	41100	41,100,000	50 仕		98	-1,440,000	110,000	5,500	-1,555,500	-13,818,070					
158	116/11/1	中部-ガソ	後1節	2005/03	42770	5,132,400	6 仕		98	638,400	13,200	660	624,540	-13,193,530					
159	116/11/1	中部-ガソ	後1節	2005/03	42770	3,421,600	4 仕		98	537,600	8,800	440	528,360	-12,665,170					
160	116/11/1	中部-ガソ	後1節	2005/03	42770	4,277,000	5 仕		98	40,000	11,000	550	28,450	-12,636,720					
161	116/11/1	中部-ガソ	後1節	2005/03	42770	4,277,000	5 仕		98	39,000	11,000	550	27,450	-12,609,270					
162	116/11/1	中部-灯油	前3節	2004/12	45630	11,863,800		13	85	-1,656,200	28,600	1,430	-1,686,230	-14,295,500					
163	116/11/1	中部-灯油	後2節	2005/04	40100	5,614,000		7	85										
164	116/11/2	中部-ガソ	後1節	2005/03	40140	6,422,400	8 仕		85	654,400	17,600	880	635,920	-13,659,580					
165	116/11/2	中部-ガソ	後1節	2005/05	42000	15,120,000		18	67	864,000	39,600	1,980	822,420	-12,837,160					
166	116/11/2	中部-灯油	後1節	2004/12	43340	5,200,800		6	61	-489,600	13,200	660	-503,460	-13,340,620					
167	116/11/4	中部-ガソ	後3節	2005/04	40670	8,134,000		10	51	42,000	22,000	1,100	18,900	-13,321,720					
168	116/11/4	中部-ガソ	後3節	2005/04	40670	12,201,000		15	36	216,000	33,000	1,650	181,350	-13,140,370					
169	116/11/4	中部-ガソ	後3節	2005/04	40670	4,067,000	5 仕		92	-373,000	11,000	550	-384,550	-13,524,920					
170	116/11/4	中部-ガソ	後3節	2005/04	40670	8,134,000	10 仕		36	-722,000	22,000	1,100	-745,100	-14,270,020					
171	116/11/4	中部-ガソ	後3節	2005/04	40670	8,134,000	10 仕		36	-626,000	22,000	1,100	-649,100	-14,919,120					
172	116/11/4	中部-ガソ	後3節	2005/04	40670	4,067,000	5 仕		36	-422,000	11,000	550	-433,550	-15,352,670					
173	116/11/4	中部-ガソ	後3節	2005/04	40670	4,067,000	5 仕		36	-420,000	11,000	550	-431,550	-15,784,220					
174	116/11/4	中部-灯油	前3節	2004/12	43000	3,440,000		4	32	-299,200	8,800	440	-308,440	-16,092,660					
175	116/11/4	中部-灯油	後2節	2005/04	37500	5,250,000	7 仕		32	-705,600	15,400	770	-721,770	-16,814,430					
176	116/11/4	中部-灯油	後3節	2005/03	39900	3,990,000	5 仕		32	-136,000	11,000	550	-147,550	-16,961,980					
177	116/11/4	中部-灯油	後3節	2005/04	37570	2,254,200	3 仕		32	-306,600	6,600	330	-313,530	-17,275,510					
178	116/11/8	中部-ガソ	前1節	2005/05	40750	815,000		1	31	73,000	2,200	110	70,690	-17,204,820					
179	116/11/8	中部-ガソ	前2節	2005/05	40760	1,630,400		2	29	145,600	4,400	220	140,980	-17,063,840					
180	116/11/8	中部-ガソ	後3節	2005/05	40350	12,105,000		15	47	1,215,000	33,000	1,650	1,180,350	-15,883,490					

建玉分析表

5/ 9頁v5

全銘柄

特定売買判定方法:パターン (全件に判定) 有, 不0, 重複無, 商品単独, 限月無視, 合算: 無し リト: 約定日+商品銘柄+場節+発注日時+登録N O

No.	約定日付	商品名	場節	限月	値段	約定金額	売数/	売委	託玉	買買数/	売残	買残	売買損益金	委託手数	消費税	差引損益金	差引損益累計	直	途	日	両	不
181	11/6/11/8	中部-灯油	後3節	2005/03	38130	15,252,000	20	仕	玉		14	27	-1,252,000	44,000	2,200	-1,298,200	-17,181,690					
182	11/6/11/8	中部-灯油	後3節	2005/04	36330	5,086,200	7	仕			14	20	-889,000	15,400	770	-905,170	-18,086,860					
183	11/6/11/8	中部-灯油	後3節	2005/04	36330	2,906,400	4	仕			14	16	-496,800	8,800	440	-506,040	-18,592,900					
184	11/6/11/8	中部-灯油	後3節	2005/05	35270	705,400				新	1	14										
185	11/6/11/9	中部-灯油	前3節	2005/05	35510	2,130,600				新	3	14										
186	11/6/11/11	中部-灯油	前1節	2005/05	35270	6,348,600				新	9	14										
187	11/6/11/18	中部-灯油	前2節	2005/05	34800	27,840,000				新	40	14										
188	11/6/11/18	中部-灯油	後2節	2005/05	34140	682,800	1	仕			14	68	-22,600	2,200	110	-24,910	-18,617,810					
189	11/6/11/18	中部-灯油	後2節	2005/05	34140	2,048,400	3	仕			14	65	-82,200	6,600	330	-89,130	-18,706,940					
190	11/6/11/18	中部-灯油	後2節	2005/05	34140	6,145,200	9	仕			14	56	-203,400	19,800	990	-224,190	-18,931,130					
191	11/6/11/18	中部-灯油	後2節	2005/05	34140	27,312,000	40	仕			14	16	-528,000	44,000	2,200	-574,200	-19,505,330					
192	11/6/11/25	中部-ガソ	前1節	2005/05	39710	794,200				仕	1	13										
193	11/6/11/26	中部-灯油	前1節	2005/05	36030	10,809,000				新	15	13										
194	11/6/11/29	中部-灯油	後1節	2005/05	36530	16,073,200				新	22	13										
195	11/6/11/30	中部-ガソ	後1節	2005/05	40330	806,600				新	1	12										
196	11/6/12/1	中部-灯油	前3節	2005/06	35170	3,517,000				新	5	12										
197	11/6/12/2	中部-灯油	前3節	2005/04	34900	2,792,000	4	仕			12	54	-416,000	8,800	440	-425,240	-19,759,990					
198	11/6/12/2	中部-灯油	前3節	2005/05	34320	13,728,000	20	仕			12	34	-884,000	44,000	2,200	-930,200	-20,690,190					
199	11/6/12/2	中部-灯油	前3節	2005/06	34370	3,437,000	5	仕			12	29	-80,000	11,000	550	-91,550	-20,781,740					
200	11/6/12/2	中部-灯油	後3節	2005/05	34320	10,296,000	15	仕			12	14	-513,000	33,000	1,650	-547,650	-21,329,390					
201	11/6/12/2	中部-灯油	後3節	2005/05	34320	1,372,800	2	仕			12	12	-88,400	4,400	220	-93,020	-21,422,410					
202	11/6/12/7	中部-ガソ	後1節	2005/05	36260	3,626,000				仕	5	7										
203	11/6/12/7	中部-灯油	後1節	2005/04	31990	1,279,600	2	仕			7	10	-422,000	4,400	220	-426,620	-21,046,580					
204	11/6/12/7	中部-灯油	後1節	2005/04	31990	1,279,600	2	仕			7	8	-324,400	4,400	220	-329,020	-21,375,600					
205	11/6/12/8	中部-ガソ	前1節	2005/05	35100	1,404,000				仕	2	5										
206	11/6/12/8	中部-灯油	前1節	2005/04	30540	1,221,600	2	仕			5	6	-480,000	4,400	220	-484,620	-21,492,840					
207	11/6/12/20	中部-ガソ	後1節	2005/05	38100	3,810,000				仕	5	0										
208	11/6/12/20	中部-灯油	後1節	2005/06	32730	6,546,000				新	10	0										
209	11/6/12/21	中部-灯油	前3節	2005/06	32960	8,569,600				新	13	0										
210	11/6/12/22	中部-灯油	前1節	2005/06	32540	6,508,000	10	仕			0	19	-38,000	22,000	1,100	-61,100	-20,935,490					
211	11/6/12/22	中部-灯油	後3節	2005/06	31630	8,223,800	13	仕			0	6	-345,800	28,600	1,430	-375,830	-21,311,320					
212	11/6/12/24	中部-灯油	前1節	2005/04	32050	641,000	1	仕			0	5	-161,000	2,200	110	-163,310	-21,474,630					
213	11/6/12/24	中部-灯油	前3節	2005/04	32050	3,205,000	5	新			5	5										
214	11/6/12/27	中部-灯油	後1節	2005/04	31850	1,911,000	3	仕			5	2	-641,400	6,600	330	-648,330	-22,122,960					
215	11/6/12/27	中部-灯油	後1節	2005/04	31850	3,185,000				仕	5	0										
216	11/7/1/18	中部-灯油	後1節	2005/04	35700	2,142,000				新	3	0										
217	11/7/1/19	中部-灯油	後1節	2005/07	33650	673,000				新	1	0										
218	11/7/1/21	中部-灯油	前1節	2005/07	34190	2,046,000				新	3	0										
219	11/7/1/24	中部-灯油	前2節	2005/07	34610	692,200				新	1	0										
220	11/7/1/31	中部-灯油	後1節	2005/08	35520	3,552,000				新	5	0										
221	11/7/1/31	中部-灯油	後3節	2005/08	35520	7,104,000				新	10	0										
222	11/7/2/1	中部-灯油	前1節	2005/08	35730	3,573,000				新	5	0										
223	11/7/2/2	中部-灯油	前3節	2005/07	32920	658,400	1	仕			0	29	-33,800	2,200	110	-36,110	-22,150,620					
224	11/7/2/7	中部-灯油	前1節	2005/08	33440	3,344,000	5	仕			0	24	-208,000	11,000	550	-219,550	-22,370,170					
225	11/7/2/7	中部-灯油	前1節	2005/08	33440	6,688,000	10	仕			0	14	-416,000	22,000	1,100	-439,100	-22,809,270					

建玉分析表

6/9頁v5

全銘柄

特定売買判定方法: バケツ (全件に判定) マチ有, 不0, 重複無, 商品単独, 限月無視, 合算: 無し ソート: 約定日+商品銘柄+場所+発注日時+登録NO

No.	約定日付	商品名	場所	限月	値段	約定金額	売数/	売委託玉	買買数/	売残	買残	売買損益金	委託手数	消費税	差引損益金	差引損益累計	直達日	両不
226	11/7/2/7	中部一灯油	前1節	2005/08	33440	3,344,000	5	仕		0	9	-229,000	11,000	550	-240,550	-23,049,820		
227	11/7/2/8	中部一灯油	前1節	2005/08	32300	9,044,000	14	新		14	9							
228	11/7/2/16	中部一灯油	前2節	2005/07	33480	2,008,800	3	仕		14	6	-37,200	6,600	330	-44,130	-23,093,950		
229	11/7/2/16	中部一灯油	前2節	2005/08	33850	2,031,000			仕	3	11	-93,000	6,600	330	-99,930	-23,193,880		
230	11/7/2/16	中部一灯油	後3節	2005/08	34650	4,158,000			仕	6	5	-282,000	13,200	660	-295,860	-23,489,740		
231	11/7/2/17	中部一灯油	前2節	2005/04	36810	1,472,400	2	仕		5	4	-229,200	4,400	220	-233,820	-23,723,560		
232	11/7/2/28	中部一灯油	前2節	2005/07	38600	772,000	1	仕		5	3	99,000	2,200	110	96,690	-23,626,870		
233	11/7/2/28	中部一灯油	前2節	2005/08	39380	787,600			仕	1	4	-141,600	2,200	110	-143,910	-23,770,780		
234	11/7/3/14	中部一灯油	前1節	2005/09	40330				新	1	4							
235	11/7/3/16	中部一灯油	前1節	2005/04	44990	2,699,400	3	仕		4	1	557,400	6,600	330	550,470	-23,220,310		
236	11/7/3/23	東工一灯油	10:18	2005/09	42570					5	1							
237	11/7/3/24	中部一灯油	前3節	2005/08	40450	3,236,000	4	新		9	1							
238	11/7/3/25	中部一灯油	前1節	2005/08	42190					10	1							
239	11/7/3/25	東工一灯油	09:29	2005/09	43470	4,347,000	1	新	仕	9	1	-90,000	7,600	380	-97,980	-23,318,290		
240	11/7/3/28	中部一灯油	前2節	2005/09	42720	854,400	1	仕		9	0	37,800	2,200	110	35,490	-23,282,800		
241	11/7/3/29	中部一灯油	前1節	2005/08	41580		6	新		15	0							
242	11/7/3/30	中部一灯油	前1節	2005/08	41610		5	新		20	0							
243	11/7/4/4	中部一ガソ	後1節	2005/07	48800				新	20	20							
244	11/7/4/7	中部一ガソ	前2節	2005/07	50710	20,284,000	20	仕		20	0	764,000	44,000	2,200	717,800	-22,565,000		
245	11/7/4/7	中部一灯油	前2節	2005/10	49390		5	新		25	0							
246	11/7/4/7	中部一灯油	後2節	2005/08	45800				新	20	25							
247	11/7/4/8	中部一灯油	前1節	2005/09	46790				新	10	25							
248	11/7/4/15	中部一灯油	前2節	2005/10	45150	3,612,000			仕	4	21	329,200	8,800	440	329,960	-22,235,040		
249	11/7/4/18	中部一灯油	後1節	2005/09	42570	8,514,000	10	仕		21	20	-844,000	22,000	1,100	-867,100	-23,102,140		
250	11/7/4/22	中部一灯油	後3節	2005/10	44890		30	新		51	20							
251	11/7/4/25	中部一灯油	後2節	2005/10	45690	20,103,600			仕	22	29	-352,000	48,400	2,420	-402,820	-23,504,960		
252	11/7/4/26	中部一灯油	前2節	2005/10	45250	905,000			仕	1	28	82,800	2,200	110	80,490	-23,424,470		
253	11/7/4/26	中部一灯油	前2節	2005/10	45250	4,525,000			仕	5	23	-36,000	11,000	550	-47,550	-23,472,020		
254	11/7/4/27	中部一灯油	前2節	2005/08	43180	5,181,600			仕	6	17	-192,000	13,200	660	-205,860	-23,677,880		
255	11/7/4/27	中部一灯油	前2節	2005/08	43180	4,318,000			仕	5	12	-157,000	11,000	550	-168,550	-23,846,430		
256	11/7/4/27	中部一灯油	前2節	2005/08	43180	10,363,200	12	仕		12	8	-628,800	26,400	1,320	-656,520	-24,502,950		
257	11/7/4/27	中部一灯油	前2節	2005/10	45700	914,000			仕	1	11	-16,200	2,200	110	-18,510	-24,521,460		
258	11/7/5/11	中部一灯油	後3節	2005/10	43300		6	新		17	8							
259	11/7/5/12	中部一灯油	前1節	2005/11	42980		14	新		31	8							
260	11/7/5/16	中部一ガソ	後2節	2005/10	40660		20	新		51	8							
261	11/7/5/16	中部一灯油	後1節	2005/08	40340	1,613,600			仕	2	49	4,400	4,400	220	-220	-24,521,680		
262	11/7/5/16	中部一灯油	後1節	2005/08	40340	806,800			仕	1	48	37,000	2,200	110	34,690	-24,486,990		
263	11/7/5/16	中部一灯油	後1節	2005/08	40340	1,613,600	2	仕		48	6	-218,400	4,400	220	-223,020	-24,710,010		
264	11/7/5/16	中部一灯油	後1節	2005/10	41690	1,667,600			仕	2	46	128,000	4,400	220	123,380	-24,586,630		
265	11/7/5/16	中部一灯油	後1節	2005/10	41690	5,002,800			仕	6	40	193,200	13,200	660	179,340	-24,407,290		
266	11/7/5/16	中部一灯油	後1節	2005/11	42570	11,919,600			仕	14	26	114,800	30,800	1,540	82,460	-24,324,830		
267	11/7/5/16	東工一ガソ	前:節	2005/10	41190				新	4	26							
268	11/7/5/17	中部一灯油	前3節	2005/11	42360		20	新		46	10							
269	11/7/5/18	中部一ガソ	前2節	2005/10	41210	824,200			仕	1	45	-11,000	2,200	110	-13,310	-24,338,140		
270	11/7/5/18	東工一ガソ	09:26	2005/10	41610	16,644,000	4	仕		45	6	168,000	30,400	1,520	136,080	-24,202,060		

建玉分析表

7/9頁v5

金銘柄

特定売買判定方法:バケツ(全件に判定)マナ有、不0、重複無、商品単独、限月無視、合算:無し リト:約定日+商品銘柄+場節+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場節	限月	値段	約定金額	売数/	売委託玉	買買数/	売残	買残	売買損益金	委託手数	消費税	差引損益金	差引損益累計	直塗日	両不	
271	11/7/5/19	中部-ガソ	後3節	2005/10	41160	15,640,800			仕	19	26	6	-190,000	41,800	2,090	-233,890	-24,435,950		
272	11/7/5/19	中部-灯油	後3節	2005/11	42950				新	25	26	31							
273	11/7/5/20	中部-灯油	前2節	2005/11	43420	8,684,000	10	仕			26	21	94,000	22,000	1,100	70,900	-24,365,050		
274	11/7/5/24	中部-灯油	前3節	2005/11	44440	13,332,000	15	仕			26	6	447,000	33,000	1,650	412,350	-23,952,700		
275	11/7/5/24	中部-灯油	前3節	2005/11	44440	26,664,000	30	新			56	6							
276	11/7/5/25	中部-灯油	後3節	2005/11	43610	26,166,000			仕	30	26	6	498,000	66,000	3,300	428,700	-23,524,060		
277	11/7/5/25	中部-灯油	後3節	2005/11	43610	26,166,000			新	30	26	36							
278	11/7/5/26	中部-灯油	前1節	2005/11	44510	26,796,000	30	仕			26	6	540,000	66,000	3,300	470,700	-23,053,300		
279	11/7/5/26	中部-灯油	前1節	2005/11	44510				新	30	26	36							
280	11/7/5/26	中部-灯油	後1節	2005/11	44610				新	6	26	42							
281	11/7/5/26	中部-灯油	後2節	2005/11	44580				新	24	26	66							
282	11/7/5/27	中部-灯油	前2節	2005/11	44780	26,868,000	30	仕			26	36	162,000	66,000	3,300	92,700	-22,950,600		
283	11/7/5/27	中部-灯油	前2節	2005/11	44780	5,373,600	6	仕			26	30	20,400	13,200	660	6,540	-22,954,060		
284	11/7/5/27	中部-灯油	前2節	2005/11	44780	21,494,400	24	仕			26	6	96,000	52,800	2,640	40,560	-22,913,500		
285	11/7/5/27	中部-灯油	前2節	2005/11	44780				新	60	26	66							
286	11/7/5/30	中部-ガソ	前3節	2005/11	41810		10	新			36	66							
287	11/7/5/30	中部-灯油	前2節	2005/11	44990	53,988,000	60	仕			36	6	252,000	132,000	6,600	113,400	-22,800,100		
288	11/7/5/30	中部-灯油	前2節	2005/11	44990				新	60	36	66							
289	11/7/5/30	中部-灯油	後3節	2005/11	45200	54,240,000	60	仕			36	6	252,000	66,000	3,300	182,700	-22,617,400		
290	11/7/5/30	中部-灯油	後3節	2005/11	45200				新	60	36	66							
291	11/7/5/31	中部-ガソ	後2節	2005/11	42210		20	新			56	66							
292	11/7/5/31	中部-灯油	後3節	2005/11	45560	13,668,000	15	仕			56	51	108,000	33,000	1,650	73,350	-22,544,050		
293	11/7/6/2	中部-ガソ	前1節	2005/11	44360		10	新			66	51							
294	11/7/6/2	中部-灯油	前2節	2005/11	48060	9,612,000	10	仕			66	41	572,000	22,000	1,100	548,900	-21,995,150		
295	11/7/6/2	中部-灯油	前2節	2005/10	47180		15	新			81	41							
296	11/7/6/3	中部-灯油	前2節	2005/12	49510				新	15	81	56							
297	11/7/6/6	中部-灯油	後2節	2005/12	50330				新	25	81	81	-1,092,000	8,800	440	-1,101,240	-23,096,390		
298	11/7/6/7	中部-灯油	後1節	2005/08	45950	3,676,000			仕	4	77	81	-220,000	4,400	220	-224,620	-23,321,010		
299	11/7/6/7	中部-灯油	後1節	2005/08	45950	1,838,000			仕	2	75	81	18,000	13,200	660	4,140	-23,316,870		
300	11/7/6/7	中部-灯油	後1節	2005/08	45950	5,514,000	6	仕			75	75							
301	11/7/6/7	中部-灯油	後1節	2005/11	50150	20,080,000			仕	20	55	75	-3,116,000	44,000	2,200	-3,162,200	-26,479,070		
302	11/7/6/7	中部-灯油	後1節	2005/11	50150	35,105,000	35	仕			55	40	3,465,000	77,000	3,850	3,384,150	-23,094,920		
303	11/7/6/7	中部-灯油	後1節	2005/12	51010	15,303,000	15	仕			55	25	450,000	33,000	1,650	415,350	-22,679,570		
304	11/7/6/7	中部-灯油	後1節	2005/12	51010	25,505,000	25	仕			55	0	340,000	55,000	2,750	282,250	-22,397,320		
305	11/7/6/7	中部-灯油	後1節	2005/12	51010				新	55	55	55							
306	11/7/6/27	中部-ガソ	前2節	2005/11	50050	20,020,000			仕	20	35	55	-3,136,000	44,000	2,200	-3,182,200	-25,579,520		
307	11/7/6/27	中部-ガソ	前2節	2005/12	50340				新	35	35	90							
308	11/7/6/27	中部-灯油	前1節	2005/12	54530	59,983,000	56	仕			35	35	3,872,000	121,000	6,050	3,744,950	-21,834,570		
309	11/7/7/1	中部-ガソ	後1節	2005/12	48730		20	新			55	35							
310	11/7/7/11	中部-ガソ	前3節	2005/12	51390	15,417,000	15	仕			55	20	315,000	33,000	1,650	280,350	-21,554,220		
311	11/7/7/11	中部-ガソ	前3節	2005/12	51390	20,556,000			仕	20	35	20	-1,064,000	44,000	2,200	-1,110,200	-22,664,420		
312	11/7/7/20	中部-ガソ	前3節	2006/01	49980				新	25	35	45							
313	11/7/7/25	中部-ガソ	前1節	2006/01	50320				新	20	35	65							
314	11/7/7/28	中部-ガソ	後1節	2006/01	50300	25,150,000	25	仕			35	40	160,000	55,000	2,750	102,250	-22,562,170		
315	11/7/7/28	中部-ガソ	後1節	2006/01	50300				新	25	35	65							

建玉分析表

8/ 9頁v5

全銘柄

特定売買判定方法:バケツ (全件に判定)マナ有、不0、重複無、商品単独、限月無視、合算:無し リト:約定日+商品銘柄+場節+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場節	限月	値段	約定金額	売数/	売委 託 玉	買買数/	売残	買残	売買損益金	委託手数	消費税	差引損益金	差引損益累計	直 途 日 間 不	
316	11/7/28	中部-ガソ	後2節	2006/01	50570													
317	11/7/29	中部-ガソ	後1節	2005/12	50650	20,260,000	20	仕	新	4	35	69						
318	11/7/29	中部-ガソ	後1節	2006/01	51580	20,632,000	20	仕			35	49	124,000	44,000	2,200	77,800	-22,484,370	
319	11/7/29	中部-ガソ	後1節	2006/01	51580	25,790,000	25	仕			35	29	504,000	44,000	2,200	457,800	-22,026,570	
320	11/7/29	中部-ガソ	後1節	2006/01	51580	4,126,400	4	仕			35	4	640,000	55,000	2,750	582,250	-21,444,320	
321	11/7/29	中部-灯油	後1節	2005/10	52760	15,828,000					35	0	80,800	8,800	440	71,560	-21,372,760	
322	11/7/29	中部-灯油	後1節	2006/02	56110					仕	15	20	0	1,674,000	33,000	1,650	-1,708,650	-23,081,410
323	11/7/8/2	中部-灯油	前3節	2006/02	56960					新	100	20	100					
324	11/7/8/3	中部-灯油	後1節	2006/02	57530	115,060,000	100	仕	新	30	20	130						
325	11/7/8/3	中部-灯油	後1節	2006/02	57530					新	100	20	130					
326	11/7/8/3	中部-灯油	後2節	2006/02	57740					新	90	20	220					
327	11/7/8/4	中部-灯油	前1節	2006/02	57410					新	30	20	250					
328	11/7/8/5	中部-灯油	前1節	2006/02	58430	115,860,000	100	仕			20	150	1,800,000	220,000	11,000	1,569,000	-18,903,410	
329	11/7/8/5	中部-灯油	前1節	2006/02	58430	105,174,000	90	仕			20	60	1,242,000	198,000	9,900	1,034,100	-17,869,310	
330	11/7/8/5	中部-灯油	前1節	2006/02	58430	35,058,000	30	仕			20	30	612,000	66,000	3,300	542,700	-17,326,610	
331	11/7/8/5	中部-灯油	前1節	2006/02	58430					新	220	20	250					
332	11/7/8/5	中部-灯油	前2節	2006/02	58290					新	80	20	330					
333	11/7/8/8	中部-ガソ	前3節	2005/11	50180	5,018,000				仕	5	15	330	-582,000	11,000	550	-693,550	-17,920,160
334	11/7/8/8	中部-灯油	前3節	2006/02	58680	258,192,000	220	仕			15	110	1,100,000	484,000	24,200	591,800	-17,328,360	
335	11/7/8/8	中部-灯油	前3節	2006/02	58680	93,888,000	80	仕			15	30	624,000	176,000	8,800	439,200	-16,889,160	
336	11/7/8/8	中部-灯油	前3節	2006/02	58680					新	330	15	360					
337	11/7/8/9	中部-灯油	前1節	2006/02	59810					新	95	15	455					
338	11/7/8/11	中部-灯油	前1節	2006/02	60000	396,000,000	330	仕			15	125	8,712,000	726,000	36,300	7,949,700	-8,939,460	
339	11/7/8/11	中部-灯油	前1節	2006/02	60000					新	345	15	470					
340	11/7/8/11	中部-灯油	前2節	2006/02	60080					新	100	15	570					
341	11/7/08/15	中部-灯油	前1節	2006/02	59330	142,392,000				新	120	15	690					
342	11/7/8/15	中部-灯油	前2節	2006/02	58280	34,968,000	30	仕			15	660	792,000	66,000	3,300	722,700	-8,216,760	
343	11/7/8/15	中部-灯油	前2節	2006/02	58280	52,452,000	45	仕			15	615	1,548,000	99,000	4,950	-1,651,950	-9,868,710	
344	11/7/8/15	中部-灯油	後1節	2006/02	58280	131,712,800	113	仕			15	502	2,373,000	124,300	6,215	-2,503,515	-12,372,225	
345	11/7/8/15	中部-灯油	後2節	2006/02	58280	110,732,000	95	仕			15	407	2,907,000	209,000	10,450	-3,126,450	-15,498,676	
346	11/7/8/15	中部-灯油	後2節	2006/02	58280	75,764,000	65	仕			15	342	2,236,000	143,000	7,150	-2,386,150	-17,884,825	
347	11/7/8/15	中部-灯油	後2節	2006/02	58280	3,159,200	7	仕			15	335	147,000	7,700	385	-155,085	-18,039,910	
348	11/7/8/15	中部-灯油	後3節	2006/02	58280	180,668,000	155	仕			15	180	5,332,000	341,000	17,050	-5,690,050	-23,729,960	
349	11/7/8/15	中部-灯油	後3節	2006/02	58280						115	180						
350	11/7/8/16	中部-灯油	前1節	2006/02	58130	116,260,000	100	仕			115	80	3,900,000	220,000	11,000	-4,131,000	-27,860,960	
351	11/7/8/16	中部-灯油	前1節	2006/02	58130	102,308,800				仕	88	27	80	264,000	193,600	9,680	60,720	-27,800,240
352	11/7/8/17	中部-ガソ	前1節	2006/02	57430		18	新			45	80						
353	11/7/8/18	中部-灯油	後3節	2006/02	56190	5,619,000	5	仕			45	75	-881,000	11,000	550	-392,550	-28,192,790	
354	11/7/8/19	中部-ガソ	前1節	2005/11	50140	10,028,000				仕	10	35	75	-1,666,000	22,000	1,100	-1,689,100	-29,881,890
355	11/7/8/19	中部-ガソ	前1節	2005/11	50140	5,014,000				仕	5	30	75	-578,000	11,000	550	-589,550	-30,471,440
356	11/7/8/19	中部-ガソ	前1節	2006/02	54700	19,692,000				仕	18	12	75	982,800	39,600	1,980	941,220	-29,530,220
357	11/7/8/19	中部-灯油	前1節	2006/02	56390	21,428,200	19	仕			12	56	1,371,800	41,800	2,090	-1,415,690	-30,945,910	
358	11/7/8/19	中部-灯油	後1節	2006/02	56590	3,395,400	3	仕			12	53	-204,600	6,600	330	-211,530	-31,157,440	
359	11/7/8/19	中部-灯油	後1節	2006/02	56590	13,581,600				仕	12	0	53	405,600	26,400	1,320	377,880	-30,779,560
360	11/7/8/19	中部-灯油	後3節	2006/02	55800	42,408,000	38	仕			0	15	-3,192,000	83,600	4,180	-3,279,780	-34,059,340	

29

建玉分析表

9/ 9頁v5

全銘柄

特定売買判定方法:バケツ (全件に判定)マナ有、不、重複無、商品単独、限月無視、合算:無し ソト:約定日+商品銘柄+場節+発注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場節	限月	値段	約定金額	売数/売委託玉	買買数/売残	買残	売買損益金	委託手数	消費税	差引損益金	差引損益累計	直	途	日	両	不
361	11/7/8/22	中部-ガソ	前3節	2006/02	53900		6 新	6	15										
362	11/7/8/22	中部-ガソ	後3節	2006/02	53170	5,317,000	仕	5	15	73,000	5,500	275	67,225	-33,992,115					
363	11/7/8/22	中部-灯油	前2節	2006/02	56650		15 新		15										
364	11/7/8/23	中部-ガソ	前1節	2006/02	52970		8 新		15										
365	11/7/8/30	中部-灯油	後3節	2006/02	58230	12,810,600	仕		24	4	24,200	1,210	-414,810	-34,406,925					
366	11/7/8/30	中部-灯油	後3節	2006/02	58230	12,810,600	仕	11	13	4	24,200	1,210	-373,010	-34,779,935					
367	11/7/8/31	中部-ガソ	後2節	2006/03	59160		新	10	13	14									
368	11/7/9/1	中部-ガソ	後1節	2006/03	59690		新	10	13	24									
369	11/7/9/5	中部-灯油	後3節	2006/02	57760	4,620,800	仕	4	9	24	8,800	440	-98,040	-34,877,975					
370	11/7/9/7	中部-ガソ	後2節	2006/02	55220	3,313,200	仕	3	6	24	6,600	330	-141,930	-35,019,905					
371	11/7/9/7	中部-ガソ	後2節	2006/03	57140	3,428,400	仕	6	21	-121,200	6,600	330	-128,130	-35,148,035					
372	11/7/9/7	中部-ガソ	後2節	2006/03	57140	11,428,000	仕	6	11	-510,000	22,000	1,100	-533,100	-35,681,135					
373	11/7/9/7	中部-ガソ	後2節	2006/02	57170	4,573,600	仕	6	7	-225,400	8,800	440	-235,640	-35,916,775					
374	11/7/9/28	中部-ガソ	前1節	2006/03	59610	8,345,400	仕	6	0	63,000	15,400	770	46,830	-35,869,945					
375	11/7/9/28	中部-ガソ	前2節	2006/03	59500		新	18	0										
376	11/7/9/29	中部-ガソ	前3節	2006/03	59100	14,184,000	仕	12	6	0	26,400	1,320	68,280	-35,801,665					
377	11/7/9/29	中部-ガソ	前3節	2006/03	59100		新	10	6	0									
378	11/7/10/6	中部-ガソ	前2節	2006/03	55590	11,118,000	仕	10	6	0	22,000	1,100	-725,100	-36,526,765					
379	11/7/10/6	中部-ガソ	後3節	2006/02	54380	1,087,600	仕	1	5	0	2,200	110	-11,910	-36,538,675					
380	11/7/10/6	中部-ガソ	後3節	2006/02	54380	2,175,200	仕	2	3	0	4,400	220	-61,020	-36,599,695					
381	11/7/11/8	中部-灯油	後3節	2006/05	48690		仕	2	3	2									
382	11/7/11/14	中部-ガソ	後1節	2006/02	50010	3,000,600	仕	3	0	2	6,600	330	170,670	-36,429,025					
383	11/7/11/14	中部-灯油	後1節	2006/05	47810		仕	5	0	7									
384	11/7/11/16	中部-ガソ	前3節	2006/05	51290		新	1	7										
385	11/7/11/16	中部-ガソ	後3節	2006/05	50850		新	3	7										
386	11/7/11/16	中部-灯油	後2節	2006/05	47020	2,821,200	仕	3	4	-47,400	6,600	330	-54,330	-36,483,355					
387	11/7/12/6	中部-ガソ	後1節	2006/05	56460		新	4	4										
388	11/7/12/6	中部-灯油	前3節	2006/05	53270	2,130,800	仕	4	2	183,200	4,400	220	178,580	-36,304,775					
389	11/7/12/6	中部-灯油	前3節	2006/05	53270	2,130,800	仕	4	0	218,400	4,400	220	213,780	-36,090,995					
390	11/7/12/6	中部-灯油	前3節	2006/05	53270		新	4	4	4									
391	11/7/12/9	中部-灯油	後1節	2006/05	57870	4,629,600	仕	4	4	0	8,800	440	358,760	-35,732,235					
392	11/7/12/9	中部-灯油	後1節	2006/05	57870		新	4	4	4									
393	11/7/12/14	中部-ガソ	前1節	2006/05	61220	1,224,400	仕	1	3	-198,600	2,200	110	-200,910	-35,933,145					
394	11/7/12/14	中部-ガソ	前1節	2006/05	61220	2,448,800	仕	2	1	4	4,400	220	-419,420	-36,352,565					
395	11/7/12/14	中部-ガソ	前1節	2006/05	61220	1,224,400	仕	1	0	4	2,200	110	-97,510	-36,450,075					
396	11/7/12/14	中部-灯油	前1節	2006/05	58860	4,708,800	仕	4	0	0	8,800	440	69,960	-36,380,115					

-26,173,800,720,300 485,015 -36,380,115

1916 524 1

売買損益計: -26,173,800

差引損益計: -36,380,115

手数料計: 9,720,300 (損金に対する手数料の割合: 26.72%) 手数料諸税合計: 10,206,315 (損金の手数料諸税割合: 28.05%)

特定売買比率: 26.3% (仕切件数) 特定売買内訳 (新規149件の内: 直し19件、途転16件、両建24件) (仕切247件の内: 日計5件、不拔1件)

特定売買説明: 直し・途転・日計・両建 (黒塗: 枚数全部該当、白抜: 枚数の一部該当)、不拔 (黒塗: 売買損益金1円以上、白抜: 売買損益金0円以上)

40

証拠金一覧表

日付	入出金		
	金額	摘要	残高
平成16年5月6日	525,000		525,000
平成16年5月10日	252,000		777,000
平成16年5月17日	1,143,000	振替	1,920,000
平成16年5月19日	1,920,000		3,840,000
平成16年5月21日	730,000		4,570,000
平成16年6月3日	194,000	振替	4,764,000
平成16年6月3日	1,500,000		6,264,000
平成16年6月4日	180,000	振替	6,444,000
平成16年6月9日	20,000	振替	6,464,000
平成16年6月9日	700,000		7,164,000
平成16年6月14日	620,000	振替	7,784,000
平成16年6月14日	1,000,000	振替	8,784,000
平成16年6月16日	480,000	振替	9,264,000
平成16年6月16日	260,000	振替	9,524,000
平成16年6月16日	1,000,000		10,524,000
平成16年6月23日	516,000		11,040,000
平成16年6月25日	1,500,000		12,540,000
平成16年6月30日	800,000		13,340,000
平成16年6月30日	-800,000	未収金	12,540,000
平成16年7月14日	1,070,000		13,610,000
平成16年7月20日	100,000		13,710,000
平成16年7月21日	2,300,000		16,010,000
平成16年7月21日	-2,300,000	未収金	13,710,000
平成16年8月4日	340,000		14,050,000
平成16年8月9日	-5,200,430	未収金	8,849,570
平成16年8月10日	1,518,430	振替	10,368,000
平成16年8月17日	360,000	振替	10,728,000
平成16年8月24日	1,400,000		12,128,000
平成16年9月2日	700,000		12,828,000
平成16年9月22日	-8,621,580	未収金	4,206,420
平成16年10月12日	760,000		4,966,420
平成16年10月15日	560,000		5,526,420
平成16年10月22日	1,000,000		6,526,420
平成16年10月22日	2,000,000		8,526,420
平成16年10月28日	-631,990	未収金	7,894,430
平成16年10月28日	-1,000,000	出金	6,894,430
平成16年11月2日	1,000,000		7,894,430
平成16年11月8日	500,000		8,394,430
平成16年11月29日	650,000		9,044,430
平成16年11月30日	1,000,000		10,044,430
平成16年12月22日	-7,072,180	未収金	2,972,250
平成16年12月24日	370,000		3,342,250
平成17年1月20日	300,000		3,642,250
平成17年1月25日	300,000		3,942,250
平成17年1月25日	-300,000	未収金	3,642,250
平成17年2月1日	990,000	東洋通信機3000株	4,632,250
平成17年2月14日	-2,779,760	未収金	1,852,490
平成17年2月25日	30,000	評価増	1,882,490
平成17年3月15日	-1,020,000	代用売却	862,490
平成17年3月15日	1,783,579	代用売却	2,646,069
平成17年3月15日	-1,356,270	未収金	1,289,799
平成17年3月18日	-213,109	出金	1,076,690
平成17年3月24日	220,000		1,296,690
平成17年3月28日	440,000		1,736,690
平成17年3月28日	-62,490	未収金	1,674,200
平成17年3月31日	480,000		2,154,200
平成17年4月6日	1,210,000		3,364,200

証拠金一覧表

平成17年4月7日	415,800	振替	3,780,000
平成17年4月8日	180,000	振替	3,960,000
平成17年4月15日	324,000	振替	4,284,000
平成17年5月2日	-2,158,460	未収金	2,125,540
平成17年5月13日	500,000		2,625,540
平成17年5月16日	196,630	振替	2,822,170
平成17年5月18日	122,770	振替	2,944,940
平成17年5月19日	300,000		3,244,940
平成17年5月19日	-233,890	未収金	3,011,050
平成17年5月20日	70,900	振替	3,081,950
平成17年5月24日	412,350	振替	3,494,300
平成17年5月25日	428,700	振替	3,923,000
平成17年5月26日	470,700	振替	4,393,700
平成17年5月27日	139,800	振替	4,533,500
平成17年5月30日	296,100	振替	4,829,600
平成17年5月31日	73,350	振替	4,902,950
平成17年6月2日	548,900	振替	5,451,850
平成17年6月7日	-402,170	未収金	5,049,680
平成17年6月8日	1,000,000		6,049,680
平成17年6月8日	600,000		6,649,680
平成17年6月16日	-298,680	出金	6,351,000
平成17年6月27日	562,750	振替	6,913,750
平成17年7月11日	-829,850	未収金	6,083,900
平成17年7月26日	600,000		6,683,900
平成17年7月28日	102,250	振替	6,786,150
平成17年7月29日	-519,240	未収金	6,266,910
平成17年8月3日	600,000		6,866,910
平成17年8月3日	2,609,000	振替	9,475,910
平成17年8月4日	400,000		9,875,910
平成17年8月5日	3,145,800	振替	13,021,710
平成17年8月5日	2,000,000		15,021,710
平成17年8月8日	437,450	振替	15,459,160
平成17年8月10日	2,000,000		17,459,160
平成17年8月11日	7,949,700	振替	25,408,860
平成17年8月15日	-929,250	未収金	24,479,610
平成17年8月15日	-13,861,250	未収金	10,618,360
平成17年8月16日	2,000,000		12,618,360
平成17年8月16日	-4,070,280	未収金	8,548,080
平成17年8月18日	-392,550	未収金	8,155,530
平成17年8月19日	-2,753,120	未収金	5,402,410
平成17年8月19日	-3,113,430	未収金	2,288,980
平成17年8月22日	67,225	振替	2,356,205
平成17年8月30日	-787,820	未収金	1,568,385
平成17年9月1日	500,000		2,068,385
平成17年9月5日	-98,040	未収金	1,970,345
平成17年9月7日	-1,038,800	未収金	931,545
平成17年9月28日	46,830	振替	978,375
平成17年9月29日	68,280	振替	1,046,655
平成17年10月6日	-725,100	未収金	321,555
平成17年10月6日	-72,930	未収金	248,625
平成17年11月14日	170,670	振替	419,295
平成17年11月16日	-54,330	未収金	364,965
平成17年12月6日	392,360	振替	757,325
平成17年12月9日	358,760	振替	1,116,085
平成17年12月14日	-647,880	未収金	468,205
平成17年12月19日	-468,205	出金	0

(別 紙)

取引339ないし341仕切結果

新規建玉			仕切						
年月日	枚数	値段	年月日	枚数	値段	売買損益金	手数料	消費税	差引損益金
H17.8.11	345	60,000	H17.8.15	45	58,280	-1,548,000	99,000	4,950	-1,651,950
			H17.8.15	65	58,280	-2,236,000	143,000	7,150	-2,386,150
			H17.8.15	155	58,280	-5,332,000	341,000	17,050	-5,690,050
			H17.8.18	5	56,190	-381,000	11,000	550	-392,550
			H17.8.19	19	56,390	-1,371,800	41,800	2,090	-1,415,690
			H17.8.19	3	56,590	-204,600	6,600	330	-211,530
			H17.8.19	38	55,800	-3,192,000	83,600	4,180	-3,279,780
			H17.8.30	11	58,230	-389,400	24,200	1,210	-414,810
			H17.9.7	4	57,170	-226,400	8,800	440	-235,640
H17.8.11	100	60,080	H17.8.16	100	58,130	-3,900,000	220,000	11,000	-4,131,000
H17.8.15	120	59,330	H17.8.15	113	58,280	-2,373,000	124,300	6,215	-2,503,515
			H17.8.15	7	58,280	-147,000	7,700	385	-155,085
								(累計)	-22,467,750

(別 紙)

取引6・7・10仕切結果

建玉			仕切						
年月日	枚数	値段	年月日	枚数	値段	売買損益金	手数料	消費税	差引損益金
【買残建玉】									
H16.5.17	11	34,350	H16.6.25	11	30,830	-774,400	24,200	1,210	
H16.5.17	49	34,490	H16.6.25	14	30,830	-1,024,800	30,800	1,540	-1,057,140
			H16.6.30	10	30,200	-858,000	22,000	1,100	-881,100
			H16.7.2	15	30,440	-1,215,000	33,000	1,650	-1,249,650
			H16.7.12	2	31,720	-110,800	4,400	220	-115,420
			H16.7.30	8	37,800	529,600	17,600	880	511,120
								買い小計	-2,792,190
【売残建玉】									
H16.5.19	1	33,090	H16.6.2	1	32,750	6,800	2,200	110	4,490
H16.5.19	1	33,090	H16.6.2	1	32,750	6,800	2,200	110	4,490
H16.5.20	58	33,590	H16.6.2	31	32,750	520,800	68,200	3,410	449,190
			H16.6.11	19	31,770	691,600	41,800	2,090	647,710
			H16.6.15	8	31,400	350,400	17,600	880	331,920
								売り小計	1,437,800
								【差引損益】	-1,354,390

これは正本である。

平成20年9月29日

東京地方裁判所民事第32部

裁判所書記官 近 藤 将 樹

